

案

仙台市の男女共同参画推進のための 計画のあり方について（答申）

平成 28 年 月

仙台市男女共同参画推進審議会

目 次

はじめに　—中間報告の公表にあたって—	1
第1章 男女共同参画をめぐる動向	
1　国の動向	3
2　仙台市の動向.....	5
第2章 これまでの取り組みと評価	
男女共同参画せんたいプラン 2011	
1　男女共同参画推進のための施策.....	7
2　計画期間における優先的・重点的な取り組み.....	15
第3章 新計画の基本的な考え方	
1　計画の目的及び基本理念.....	23
2　計画の位置づけ	23
3　計画の期間	23
4　計画の構成	24
第4章 基本目標及び施策の方向、重点課題	
基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画.....	25
基本目標2 男女共同参画への理解の促進	27
基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	29
基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり.....	31
基本目標5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援	33
基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画	35
第5章 計画の推進	
1　計画の推進体制.....	37
2　計画の評価	37
用語解説(本文中に*印のある用語)	38
参考資料.....	44

はじめに — 中間報告の公表に当たって —

仙台市では、平成3年の「仙台市女性行動計画」以来、男女共同参画推進の取り組みを進めてきました。平成15年には、男女共同参画社会の形成について基本理念を明らかにし、市が市民及び事業者との協働により、男女平等のまち・仙台に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくため、「仙台市男女共同参画推進条例*」を制定しました。また、平成16年には、条例に基づく推進計画として「男女共同参画せんたいプラン2004」（計画期間：平成16年度～20年度）を策定し、以降、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえながら、2度にわたり計画を改定しました。そして、これらの計画に基づき、仙台市男女共同参画推進センター*（エル・パーク仙台、エル・ソーラ仙台）を拠点として、公益財団法人せんたい男女共同参画財団*、そして市民や企業と連携しながら各種施策を推進してきました。

現行計画が平成27年度で終了となることから、平成26年11月6日、市長より男女共同参画推進審議会に対して「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」の諮問がありました。私たち審議会は、これまで約1年にわたって審議を重ね、男女共同参画を取り巻く現状と課題、今後の施策の方向性などを検討してまいりました。また、市がこれまでの取り組みを市民の皆さんと共に振り返り、意見を求めて次期計画に反映させることを目的として、平成26年度に3回にわたって開催した「参画プラン・カフェ」に私たち委員も参加し、それぞれ「男女平等のまち・仙台を考えよう」「地域で、職場で女性の活躍」「ドメスティック・バイオレンス*等の防止と被害者支援」のテーマに基づいて、市民の皆さんと意見交換を行ったところです。

男女共同参画社会づくりに向けては、男女の役割を固定的なものと位置づける性別役割分担意識、結婚・出産・子育て期の女性の離職、配偶者等からの暴力など、課題は少なくありません。次期計画では、男女共同参画の推進に関わる幅広い分野や領域を六つの基本目標にまとめ、中長期的に取り組んでいくべき柱とする方向で検討を進めています。また、計画期間の5年間に優先的・重点的に取り組むべき課題を、基本目標ごとに「重点課題」として掲げ、この重点課題に関連する成果目標をできる限り設定することで、着実に施策を推進することを提案したいと考えています。

六つの基本目標の検討にあたっては、現行計画の枠組みを継承しながらも、社会情勢の変化やこれまでの施策の成果などを踏まえ、いくつかの点で活発な議論を行いました。一つは、東日本大震災の経験や教訓をもとに進めてきた防災・復興の分野における男女共同参画の取り組みを、仙台の特色として次期の計画においても一層進めていくべきで

「*」…用語解説あり（P38～）

あるという点で、これは基本目標6のタイトルや重点課題に反映させています。また今年9月に女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）＊が施行され、働く場における女性の活躍を社会全体として推進する機運が高まっており、仙台市やせんだい男女共同参画財団＊が実施している企業の担当者や働く女性を対象としたセミナーや交流会が多くの参加者を集めています。こうした状況を男女共同参画推進の好機と捉え、働く女性の活躍に向けた取り組みを積極的に進めると同時に、職場だけでなく、家庭や地域等、あらゆる場において男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりを進めていきたいと考えています。

そのほかにも、様々な議論を経て、このたび審議の概要を中間的に取りまとめましたので、広く市民の皆さまのご意見をいただき、より内容を深めて、最終的な答申に反映させていきたいと考えております。多くの皆さまが、ご意見をお寄せくださることを期待しております。

第1章 男女共同参画をめぐる動向

1 国の動向

国においては、昭和 50(1975)年に国際連合が開催した「国際婦人年世界会議」を契機として、政府に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。また、昭和 60(1985)年には、「国籍法」の改正や「男女雇用機会均等法*」の公布など、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。

その後、平成 6(1994)年には「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画審議会」を設置し、総合的な推進体制を整えました。また、「男女共同参画社会基本法*」(1999 年公布)をはじめ、「育児休業法」(1995 年改正)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)*」(2001 年公布)、「次世代育成支援対策推進法*」(2003 年公布)など、さまざまな法制度の整備拡充を行ってきました。

「男女共同参画社会基本法*」では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしており、基本法に基づく第1次の計画として、平成 12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 17(2005)年に策定された「第2次男女共同参画基本計画」においては、特に重点的に取り組むべき事項及び新たに盛り込む事項として、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「女性のチャレンジ支援」「男女雇用機会均等の推進」「仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し」「科学技術、防災、地域おこし、環境等新たな分野への取り組み」「男女の性差に応じた的確な医療の推進」「男性にとっての男女共同参画社会」「男女平等を推進する教育・学習の充実」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などを挙げ、諸施策を推進してきました。

しかしながら、平成 21(2009)年8月に公表された、国際連合の女子差別撤廃委員会の最終見解において、我が国の法整備等による取り組みを評価する一方で、家庭や社会に根強く残る固定的性別役割分担意識*の解消、女性に対する暴力の問題への取り組み、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*の推進等の履行を確実なものにするよう勧告がなされるなど、多くの課題が指摘されています。

平成 22(2010)年12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、経済社会情勢の変化等に対応した、新たな重点分野として「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」「科学技術・学術分野における男女共同参画」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が設けられました。また、実効性のあるアクション・プランとするため、重点分野ごとに、第

2次計画の約2倍もの成果目標項目が設定され、ポジティブ・アクション*をはじめとする各種取り組みが進められました。

近年では、平成26年10月に全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置。様々な状況に置かれた女性が「子育て・介護」「働き方」「起業」「健康・安定的な生活」「安全・安心な暮らし」「情報共有」の希望をかなえて輝く社会づくりに向けた取り組みを政策パッケージとして決定し、速やかな取り組みに努めています。また本年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が成立するなど、女性活躍の動きがますます加速化しています。

こうした中、「第4次男女共同参画基本計画」の策定に向けた基本的な考え方を取りまとめられ、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の四つが掲げされました。そして、計画策定に当たっては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女共に暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として、計画全体にわたる横断的視点として位置付けるとともに、女性活躍推進法*の着実な施行及び踏み込んだポジティブ・アクション*、非正規雇用の増加など働き方の二極化に伴う諸問題への対応及びひとり親など困難な状況にある女性へのきめ細かな支援、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた男女共同参画の視点からの防災・復興対策の推進及び国内外への発信、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの強化などについて、重点化を図ることとされています。

2 仙台市の動向

市では昭和 59（1984）年に、それまで社会教育や保健・福祉・労働など、分野ごとに取り組んでいた女性に関する施策を総合的に推進するための組織として「婦人青少年課」を設置しました。そして、昭和 62（1987）年には「仙台市婦人文化センター（エル・パーク仙台）」を開設。女性相談や情報提供に加えて、市民活動を支援するフリースペースを設置するなど、全国に先駆けて、女性たちの主体的な行動を支援する施設運営に取り組みました。

平成 3（1991）年には「仙台市女性行動計画」を策定し、「人権の尊重と平和の選択」「女性の自立・主体性の確立への支援」「男女の共同参画による新しい仙台の創造」を目指し、労働、教育、社会参加、福祉、家族、健康、国際交流・平和などの分野で総合的かつ計画的な施策の推進を図ることとしました。併せて、市民の立場から協議する「仙台市女性問題協議会」や、「女性企画課」を設置するなど推進体制を整えるとともに、国に対して女性問題解決のための諸制度の改革や施策の充実を図るよう要望書を提出するなど、積極的な働き掛けも行いました。

平成 7（1995）年に北京市で開催された国連の第 4 回世界女性会議「平等・開発・平和のための行動」には、仙台の市民代表も「NGO フォーラム」に参加し、世界の女性たちと男女共同参画社会の実現に向けた課題を共有しました。この会議で採択された、女性のエンパワーメントに関するアジェンダである「北京行動綱領」で示された新たな課題や、社会情勢の変化に対応するため、平成 10（1998）年には「男女共同参画プラン—男女平等のまちをめざして」を策定。また、平成 13（2001）年には（財）せんだい男女共同参画財団*を設立し、市民や企業との連携による事業の充実を図りました。

平成 15（2003）年には、現在の男女共同参画行政の基本となる「仙台市男女共同参画推進条例*」を公布。この条例では「男女の人権の尊重」「制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立の支援」を基本理念として、市民・事業者との協働により、男女平等のまちを目指すことを謳っています。さらに同年、2 館目の拠点施設としてエル・ソーラ仙台を開設しました。

その翌年の平成 16（2004）年、条例に基づく第 1 次計画として「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定。平成 21（2009）年には第 2 次計画として「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、前計画の課題を引き継ぎながら、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

その一方で、厳しい財政状況と社会環境に対応した効率的な行政運営を図るために、市は平成 18（2006）年に「仙台市行財政集中改革計画」を策定し、「既存施設のあり方の見直し」に着手。エル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台も見直しの対象となったところ、男女共同参画施策の後退を危惧する市民から多くの要望書が提出されました。市民説明会やパブリックコメントを実施し、議会をはじめ様々な場で議

論を重ねた結果、平成 22（2010）年 12 月に「仙台市男女共同参画推進センター条例」を改正し、~~エル・ソーラ仙台の面積縮小により管理運営費用の縮減を図る一方で、相談・支援機能を拡充するとともに、情報提供・交流・学習・研修機能の一体化を図り、センターのサービス向上に取り組むこととしました。2館体制を基本に必要な機能を維持しつつ、エル・ソーラ仙台の面積縮小により管理運営費用の縮減を図ることとしました。~~

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、三陸沖でマグニチュード 9.0 の巨大地震が起こり、市内では最大震度 6 強を記録したほか、沿岸部を襲った巨大津波などにより、市内では 10 万人を超える避難者が発生しました。避難所において、運営側への女性の参画が少なく、男女のニーズの違い等への配慮が十分になされず女性に困難な状況が生じる中、せんだい男女共同参画財団*では、「女性の悩み災害時緊急ダイヤル」をいち早く立ち上げ、電話相談に応じるとともに、日頃から事業などでつながりのある女性団体と連携し、避難所に身を寄せる女性たちに向かって洗濯代行サービスなど様々な支援を行い、被災女性に寄り添った細やかな支援を展開しました。また、男女共同参画の視点から、被災者支援や防災・復興に関する様々な活動が、市民団体・NPO 等の女性たちにより展開され、こうした経験や教訓を生かし、国や自治体に対する提言なども出されました。仙台市男女共同参画推進審議会においても、地域での防災活動に女性の視点や意見を反映させていくため、平成 24 年 12 月、「地域防災を効果的に推進するために必要な男女共同参画の視点について」を市に提言。これらは、当時全面修正を進めていた「仙台市地域防災計画」に反映され、六つの基本方針の一つに「男女共同参画の視点を取り入れた災害対策」が明記されることとなりました。併せて、大規模災害の発生時に男女共同参画センター*内に「女性支援センター」を設置し、女性の視点での支援を担うことが新たに定められました。

こうした被災地の取り組みは、平成 27 年 3 月に仙台市をメイン会場に開催された第 3 回国連防災世界会議*のパブリック・フォーラムの一つとして、市とせんだい男女共同参画財団*がエル・パーク仙台において 5 日間にわたって運営した「女性と防災」テーマ館*を通して、国内外に発信されました。

人口減少など大きな社会の変革期において、男女共同参画を取り巻く課題も様相を変えています。豊かで活力ある地域づくりを進めるため、防災・復興においても発揮された地域の女性のリーダーシップを大切に育てながら、市民・地域団体・NPO・企業などさまざまな主体と連携して、社会状況の変化に即応した的確かつ効果的な施策を推進することが求められています。

第2章 これまでの取り組みと評価 男女共同参画せんたいプラン 2011

1 男女共同参画推進のための施策

仙台市では、平成16（2004）年度に仙台市男女共同参画推進条例*に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」として、「男女共同参画せんたいプラン2004」を策定しました。この計画は、男女共同参画社会基本法*に基づく市町村男女共同参画計画としても位置付けています。平成21（2009）年度には第2次計画として「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」を、平成23（2011）年度には第3次計画として「男女共同参画せんたいプラン2011」（現行計画）を策定し、それまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果と課題を踏まえながら、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

審議会では、現行計画の取り組みを振り返り、基本目標ごとの主な取り組みと評価を、以下のとおり取りまとめました。

■ 基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画

1 これまでの取り組みと成果

- ・市の審議会等の女性委員の登用率については、改選時などに担当局と市民局（男女共同参画課）との事前協議を徹底して行うなど全庁的な取り組みの結果、着実に向上し、平成26年度末時点では市全体で36.9%となり、平成27年度末に達成すべき目標値35.0%を上回りました〔P15 No.1 及び成果目標参照〕。
- ・市の女性職員のキャリア形成については、キャリアデザイン*に関する職員研修の実施や、管理監督職員向けのセミナーの開催などを通じて、意識の啓発が図られています。また、平成24年度からは、主任以下の女性職員を対象としたセミナーを開催し、民間企業の第一線で活躍している女性からの講話や、女性職員同士の意見交換などを通じて、キャリアを主体的に考えていく機会を提供しています。
- ・職業生活における女性の活躍に向けて、せんたい男女共同参画財団*と連携し、企業向けや働く女性向けのセミナーを開催して、多様な人材の活用や柔軟な働き方についての啓発を行っています。また、平成24年度より、働く女性の交流会も開催し、働く女性同士のネットワークづくりや情報交換の場、ロールモデル*の提供の場として好評を得ています。

2 今後の課題

- ・市の審議会への女性委員の登用については、全体としては目標を達成しましたが、個別に見ると未だ登用が進まない審議会もあることから、今後も目標を掲げて推進

すべきと考えます。

- ・市の女性管理職の登用促進については、キャリア形成を支援する取り組みにより、登用率が徐々に向上していますが、依然として管理職の9割近くが男性であり、女性管理職が少ない状況です [P16 成果目標参照]。事業者としての採用から登用までの各段階の課題に応じた取り組みについて、方針の策定及び実践が求められます。
- ・これまで市役所が率先して取り組むことに重点を置き、審議会への女性委員の登用等、一定の成果が得られましたが、人口急減・少子高齢化等への対応が迫られる中、男女が共に個性と能力を発揮できる社会づくりに向けては、民間企業等における女性の登用についても、経済団体や関係機関と連携して、より積極的に働き掛けを行うことが必要です。
- ・町内会活動への女性の参加は多く見られますが、町内会長に占める女性の割合は依然として1割に満たないなど、地域活動や市民活動における意思決定の場への女性の参画は、まだ十分とはいえません。地域で活躍する女性人材の育成を図るため、能力開発や交流の機会の提供等について、今後も継続的に取り組むことが必要です。

基本目標2 男女共同参画への理解の促進

1 これまでの取り組みと成果

- ・小学校の教育課程に人権教育を体系的に組み込んでいるほか、保育所や小・中学校を通した人権教育資料の配布や、保護者との懇談等により、幼児・児童生徒の人権尊重の意識の涵養を図るとともに、男女平等の啓発に努めています。また、教諭や保育士など、子どもに関わる職種の方に向けても、様々な研修会等を通して啓発に取り組んでいます。
- ・男女共同参画推進センター*のほか、市民センターや社会学級等において、様々な機会を捉えて男女共同参画に関する講座などを実施しています。
- ・男性や若者への啓発のため、男性を対象とした子育てに関する講座の開催や、若者を対象とした男女共同参画に関する活動体験の機会及び情報の提供などを行っています。講座については、夜間や休日に開催するなど参加しやすい工夫に努めています [P18 No. 16 及び P19 成果目標参照]。
- ・女性の健康セミナーや子育て中の女性のための健康支援講座等を開催し、女性の心身の健康に関する学習機会を提供しています。また、特定の年齢の対象者に子宮頸がんや乳がん等の検診の無料クーポンを配布しているほか、乳がんの早期発見を呼び掛けるピンクリボンフェスティバルなどの啓発イベントを行うことにより、女性特有のがんの検診受診率向上に大きな成果を挙げています。女性医療相談や、妊娠・出産に関わる健康支援についても継続して実施しています。
- ・女性の生活や生き方に關わる悩みに幅広く対応するエル・ソーラ仙台の女性相談事業は、面接相談・法律相談に加えて、平成23年より電話相談を開始し、より身近

な相談機関としての役割を果たしています。

2 今後の課題

- ・幼い頃からの人権教育や、男女共同参画に係る意識啓発が重要であることから、発達段階に応じた人権教育等のさらなる推進に向けて、教育活動全体で、今後も継続的に取り組むことが求められます。
- ・子どもに対する教育には、家庭や地域の関わりが重要です。男女共同参画への家庭や地域の意識を高め、家庭・学校・地域が連携して、男女平等教育を推進していくことが求められます。
- ・地域における学習機会の提供は、様々な形で幅広く実施されていますが、男女共同参画推進センター*と地域の連携は、防災分野など部分的なものにとどまっています。男女共同参画に係る幅広いテーマの講座等や、市民活動団体との共催事業の実施などにより、地域との連携を広げながら、センターの専門性を生かし、積極的に取り組んでいくことが求められます。
- ・男性を対象とした啓発は、育児参加の推進を目的とした講座を中心となっていますが、男女共同参画社会の実現が男性自身の生き方の希望をもかなえ、生活の充実につながるものであることへの理解の促進に向けて、男性の立場や視点を踏まえた啓発の強化が必要です。
- ・メディアから発信される膨大な情報の中には、依然として男女の役割に関するステレオタイプ的な描写や、女性の人権を十分に尊重しているとはいえない表現が存在しています。一方で、メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上を図る取り組みは、男女共同参画推進センター*での講座の実施等、小規模なものにとどまっていることから、一層の取り組みが求められます。
- ・女性の妊娠・出産に関わる支援については、検診の受診促進や訪問指導等により効果を上げています。女性が生涯にわたって健康でいられるよう、検診受診の啓発や相談事業などに、継続的に取り組むことが必要です。

基本目標3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

1 これまでの取り組みと成果

- ・男性の家事・育児・介護等への参画を促進するために、男性を対象とした講座の開催や情報の提供等を行っています。講座については、夜間や休日など参加しやすい日程の設定などが、参加者の増加につながっています [P18 No. 16 及び P19 成果目標参照]。
- ・待機児童の解消に向けて、認可保育所の新設等による定員拡大や、幼稚園で実施する預かり保育への助成や保護者負担の軽減措置の新規導入等を進めたほか、延長保育、一時保育、病児・病後児保育の実施などにより保育サービスの充実に取り組み、子育てをしながら安心して働き続けられる環境整備を推進しています [P20 No. 21、22 及び成果目標参照]。
- ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童の放課後の居場所を確保するため、小学校区単位を基本として整備するとともに、放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブの登録児童数は年々伸びており、平成24年度には開設時間の延長を実施しました。また、学校等を活用して、放課後や週末における学習支援や地域での体験活動などを行う、放課後子ども教室*を開設しています。
- ・介護者の相談には、各区保健福祉センターや地域包括支援センターにおいて幅広く対応しています。また、介護保険サービスの充実により多様な介護ニーズに対応し、家族の負担軽減につながるよう、関係する計画に基づき、介護保険関連施設の定員拡大 [P19 成果目標参照] をはじめ、介護サービス基盤の整備を進めています。
- ・企業におけるワーク・ライフ・バランス*の推進については、企業側の関心の高まりもあって、セミナーや出前講座の開催などに積極的に取り組んでいます。

2 今後の課題

- ・認可保育所の拡充等をはじめとする保育基盤の整備が進められてきたものの、保育需要は継続して増えていることから、待機児童の解消には至っていません。引き続き、待機児童の解消に向けた取り組みと、保護者が安心して利用できる保育サービスの拡充が必要です。
- ・共働き家庭の増加に伴い、保育サービスの拡充だけでなく、小学校就学後の児童の安全で安心な放課後の居場所づくりが一層求められています。今後とも「仙台市すこやか子育てプラン2015*」に基づき計画的に事業を進めていく必要があります。
- ・介護サービスについては、介護を必要とする方やその家族が利用しやすいサービスの提供に努めていますが、急速な少子高齢化により家族の負担の増加が社会問題化しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、家族のワーク・ライフ・バランス*も確保されるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、継

続的に取り組んでいく必要があります。

- ・ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けては、片働き男性正社員を前提とした長時間労働などを特徴とする働き方の見直しが不可欠であり、まずは、市役所が率先して見直しに向けた行動を起こすことが必要です。また、企業等に対しては、経済団体や行政等が連携し、地域の実情を踏まえた啓発を行うなど、実効性のある取り組みの検討が必要です。

基本目標4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保

1 これまでの取り組みと成果

- ・女性や若者の就業継続や再就職を支えるため、各種講座や相談事業を行い、参加者それぞれの課題に対応した支援を行いました。また、男女共同参画推進センター*で平成25年度より月1回定例的に開催している、働く女性たちのネットワークづくりを目的とした交流会が人気を集めています（平成25・26年度で延べ376人が参加）。
- ・起業を目指す方を対象に、セミナーや個別相談を開催しています。特に、平成26年1月末に開設した仙台市起業支援センター*への、女性の相談員及びビジネス開発ディレクターの配置や、個別相談「女性のための起業相談Day」の実施が、女性による起業件数の増加につながっています。
- ・女性の能力発揮促進のための支援として、女性が活躍する地元企業の事例を紹介する広報誌の発行やシンポジウムを行いました。また、地域で活動する女性リーダーを対象としたスキルアップ講座を継続的に実施したほか、平成24年度には男女共同参画社会の実現等をテーマとした日本最大級の会議である「日本女性会議」を仙台国際センターで開催し、様々な分野で活躍する女性たちの能力向上や交流機会の場を提供しました。
- ・ひとり親家庭の自立促進に向けては、「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン*」を策定し、医療費助成など経済的支援のほか、相談事業や就業支援等を実施しています。

2 今後の課題

- ・市民意識調査では、既婚女性のうち、結婚・出産等を契機とした退職・転職の経験がある方が約55%であり、6割を超えた前回調査より改善したものの、「M字カーブ*」が解消しない現状を裏付ける結果となっています（図表1）。女性の就業継続や再就職の支援が、引き続き求められます。

「図表」…参考資料に掲載（P44～）

- ・企業における女性人材の活用促進に対する社会的機運の高まりを受けて、企業向けや、働く女性を対象としたセミナーへの参加者が増加しています。女性の希望に応じたキャリア支援についても、重点的に取り組んでいく必要があります。
- ・全国的に、正規雇用者の長時間労働と非正規雇用者の増加という、働き方の二極化が進んでおり、女性が安定して働く雇用環境の確保や待遇の改善に向けては、それぞれに必要な対策を講じる必要があります。また、企業を対象とする調査結果の分析、経済団体との意見交換や要請、働く女性の意識調査等を行い、地域の実情を踏まえた取り組みを検討する必要があります。
- ・ひとり親家庭等に多い生活困窮者が地域で自立して暮らせるよう、相談及び情報提供・支援の仕組みづくりや、経済的自立の支援などを体系的に進めていくことが必要です。

基本目標5 女性に対する暴力の根絶

1 これまでの取り組みと成果

- ・平成25年3月より「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業*」を開始しました。市民局、子供未来局、各区及び男女共同参画推進センター*の連携を強化し、DV被害や緊急時の安全確保に係る相談対応、保護命令制度*の利用支援、自立支援事業等を実施しています。また、事業の開始にあわせて「女性への暴力相談電話」の開設日を増やし、相談機会を拡充したほか、相談員研修会や事例検討会を実施し、相談員の相談技術の向上や関係部署の連携の強化に努めています [P21 No. 28 及び P22 No. 30 参照]。
- ・各種相談窓口の周知については、リーフレットやポスター等を市民利用施設に設置・掲出しているほか、震災被災者に送付する「復興定期便」を利用して相談電話の周知を行うなど、様々な機会を捉えて継続的に実施しています。
- ・DV被害者の居所情報などを適切に保護するため、区役所窓口等で税や国民健康保険等の業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、加害者への漏えい防止の徹底を図っています。
- ・男女共同参画推進センター*を中心に民間の支援団体とも連携しながら、DV被害者の心理面の回復に向けた講座や、地域で活動する支援者に向けた講座、被害当事者による自助グループの活動場所の提供など、DV被害者が地域で自立して生活するための支援を行っています [P22 No. 32~35 参照]。
- ・セクシュアル・ハラスメント*、デートDV*、性犯罪等の防止については、それぞれ個別のリーフレット等を作成し、学校や市民利用施設において配布しているほか、出前講座を実施し、被害防止に向けた啓発を進めています [P21 No. 24~26 及び P22 No. 29 参照]。

2 今後の課題

- ・配偶者暴力相談支援センターの設置を機に、相談事業の拡充や相談窓口の周知、相談員等の研修体制の強化が図られました。しかしながら、女性に対する暴力をめぐる状況は多様化していることから、相談員の専門性の向上や関係機関の連携強化に一層取り組む必要があります。
- ・DVに関する市民意識調査では、DV防止法*の認知度は約9割でしたが、配偶者暴力相談支援センターの周知度は25%にとどまっています [P21 成果目標参照]。女性への暴力相談電話、エル・ソーラ仙台の女性相談、区役所家庭健康課等、他の相談窓口の周知度も約3割～5割という状況にあり、一層の周知が必要です(図表2)。
- ・DVの防止に向けては、男女間の交際が始まる若年層に対して、女性への暴力に関する正しい知識と理解を深めるための情報提供が重要であり、学校等でのデートDV*の出前講座等に取り組んでいますが、より実効性のある啓発について検討が必要です。
- ・DV被害者の回復と自立支援のために、心理面の回復や就業を後押しする講座等を実施していますが、加害者から離れた被害者が地域で自立して生活することは、未だに困難が多い状況です。DV被害者への支援のあり方について、関係機関の連携の下、さらに検討を進める必要があります。
- ・表面化しにくいDV被害を的確に把握し、早期に適切な支援に結び付けるため、被害に気づきやすい地域住民や医療従事者等に対する研修を実施するなど、DVに関する知識の普及を積極的に推進していく必要があります。
- ・セクシュアル・ハラスメント*だけでなく、パワー・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*など、様々なハラスメントが顕在化し、女性だけでなく男性も被害を受けています。あらゆるハラスメントを許さない社会の実現に向けて、啓発の機会を広げていく必要があります。

基本目標6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

1 これまでの取り組みと成果

- ・震災の経験や教訓を踏まえ、仙台市震災復興計画や仙台市地域防災計画に「男女共同参画の視点」を取り入れ、復興・防災のまちづくりにおける女性の視点への配慮や、女性の参画の拡大について明記されました。こうした計画に基づき、女性のニーズに配慮した災害用備蓄物資の充実が図られたほか、地域版避難所運営マニュアル作成に多くの女性が関わっています [P18 No. 12～14 参照]。
- ・平成24年度から始まった仙台市地域防災リーダー研修を受講した人は、平成26年度末現在392人ですが、そのうち23.5%（92人）を女性が占めています。また、男女共同参画推進センター*では、市民の多様性に配慮した避難所運営について考

える防災ワークショッププログラムを市民と共に開発し、地域で講座を開催しながら普及に努めています。このほか、女性を構成員とする市内の市民団体やNPOなど、主体的に防災活動を行う動きも見られます。

- ・男女共同参画推進センター*において、男女共同参画推進に取り組む様々な市民グループの活動を支援するため、情報提供や相談対応、市民活動スペースの提供等を行っています。また、市民センター等において、学習情報の提供を行っています[P17 No. 9~11 及び成果目標参照]。
- ・男女共同参画推進センター*は、男女共同参画に関する講座の開催や、地域への出前講座の実施、各種広報による啓発等を通して、地域における学習機会の提供に努めています。また、性別や年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず支え合うまちづくりに向け、多様な人々への理解を進めるための事業に取り組んでいます。

2 今後の課題

- ・仙台市地域防災計画に明記された「男女共同参画の視点」を地域に定着させるためには、女性が防災の担い手となることが必要です。女性の地域防災リーダーの数は着実に増えてきましたが、町内会等における防災活動での女性の活躍に確実につながっているとはいえず、地域に対する息の長い働き掛けが求められます。
- ・男女共同参画推進センター*は、防災ワークショップの開催など、震災を機に地域との連携が進んでいます。こうした活動を足掛かりとして、今後も、地域の様々な分野における男女共同参画の推進に向け、取り組みを進めていくことが必要です。
- ・地域づくり、復興まちづくりに取り組む主体は多様化しており、分野を超えての連携も多くなっています。こうした活動における女性活躍に向けて、意識の啓発や人材育成、活動支援等が必要です。また、市民活動が多様化する中、男女共同参画推進センター*を拠点に活動する団体の活動や、メンバーの広がりに向けた支援について検討が必要です。
- ・震災の経験と教訓、第3回国連防災世界会議*の成果等を踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興まちづくりの必要性を、被災地として国内外に発信していくことが求められます。
- ・誰もが安心して生活できるまちづくりに向けて、貧困などの困難を抱える女性への支援や、障害があること、外国人であること、性的少数者であることなどにより困難な状況にある方に対する人権尊重の観点からの配慮や、多様性の理解のための啓発が必要です。

2 計画期間における優先的・重点的な取り組み

男女共同参画せんたいプラン 2011 では、これまでの計画において中長期的に取り組む柱としていた六つの課題を「基本目標」として踏襲するとともに、新たに、計画期間の中で特に優先的・重点的に進めていく四つの項目を掲げました。

また、それぞれの項目に重点課題と主要な取り組みを掲げ、取り組みの成果を測るための成果目標と、重点課題に関する状況を把握するためのモニタリング指標を定めています。

ここでは、計画期間における主な取り組みの概要と、成果目標の推移についてまとめます。

I 政策形成及び意思決定の場に女性の参画を進めます

【重点課題 1】仙台市の審議会等における女性委員の登用率の向上

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
1	目標値の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底	<ul style="list-style-type: none">・審議会等の改選時や新規設置時における男女共同参画課との事前協議を徹底し、登用率が目標値である 35%を下回る審議会については、次年度の目標値の設定を行い、仙台市男女共同参画推進本部会議において毎年度状況を確認しながら、取り組みを進めました。・全庁を挙げて取り組みを進めた結果、登用率は平成 26 年度末現在で 36.9%と、プラン策定時よりも 7.1 ポイント向上し、計画期間内に目標値を達成しました。
2	女性人材リストの整備と活用	<ul style="list-style-type: none">・女性人材リストを整備していますが、ウェブ上の情報の充実などもあり、利用件数は少ない状況でした。
3	委員公募制の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none">・委員公募制を導入している審議会はプラン策定時より 2 つ増えましたが、目標値には届いていません。・委員公募制については、近年は男性の応募も多く、公募制の導入が必ずしも女性の登用に結び付かないところですが、多様な人材の市政への参画という観点から推進すべきと考えます。

成果目標

項目	計画策定時	24 年度当初	25 年度当初	26 年度当初	27 年度当初	目標値
市の審議会等における女性委員の割合	29.8% (22 年度末)	29.5% (23 年度末)	33.0% (24 年度末)	34.7% (25 年度末)	36.9% (26 年度末)	35%以上 (27 年度末)
女性委員がない市の審議会等の数	7 (22 年度末)	8 (23 年度末)	8 (24 年度末)	7 (25 年度末)	5 (26 年度末)	0 (27 年度末)
公募委員が参画している市の審議会等の数	8 (22 年度末)	8 (23 年度末)	8 (24 年度末)	9 (25 年度末)	10 (26 年度末)	15 (27 年度末)

【重点課題 2】仙台市の女性職員の管理職への登用促進

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要				
4	女性職員のキャリア形成に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員や中堅職員に対するキャリアデザイン*研修や、管理職を対象としたキャリア形成支援セミナーを実施するなど、市全体でキャリア形成を推進しています。また、平成24年度より、主任以下の女性職員を対象にしたセミナーを開催しています。 市役所の女性職員の係長職昇任試験受験率は、平成26年度には目標値に迫る24.4%まで向上しました。また、女性管理職割合も平成27年度当初で14.5%と、目標に近づいています。 				
5	ロールモデルの提供	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」において市職員に求められるキャリア形成のイメージを提示しています。 新規採用職員研修において、先輩職員が自らのキャリアを具体的に示しながら講義をする研修を継続的に実施しています。 平成27年度より、庁内ホームページにおいてキャリア形成と子育てを両立している職員の事例を紹介しています。 				
6	男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修において、男女共同参画施策の理解を深める研修を実施しています。 避難所担当職員等研修会において、男女共同参画の視点に立った避難所づくりに関する講義を行うなど、業務研修等の機会を通じて男女共同参画への理解促進を図っています。 				
成果目標						
項目	計画策定期	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	目標値
市役所の女性職員の係長職昇任試験受験率	19.2% (22年度)	17.2% (23年度)	19.9% (24年度)	19.5% (25年度)	24.4% (26年度)	25.0% (27年度)
市役所における女性管理職の割合 ※市長部局	12.3% (23.4.1)	12.5% (24.4.1)	12.7% (25.4.1)	13.6% (26.4.1)	14.5% (27.4.1)	15.0% (27年度末)

II 男女共同参画の視点から地域における活動を広げます

【重点課題 1】 地域との連携による学習機会の拡充

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
7	男女共同参画推進センター*における講座など学習・研修事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー論講座」など男女共同参画への理解を広げるための講座や、多様性に配慮した避難所運営を考える防災ワークショップなどを実施し、市民に学習の機会を提供しています。 若者が、男女共同参画推進センター*で活動する市民団体の活動を体験する機会の創出や、学生のインターンシップ、児童生徒の施設見学等の受け入れを行っています。

8	出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス*、デートDV*、セクシュアル・ハラスメント*等の出前講座を実施しています。 実施数については、震災直後には依頼が伸びず、件数が少なくなりましたが、現在は目標値には届かないものの、震災前と同等の件数となっています。 女性活躍推進に向けた取り組みが進む中、出前講座に対する企業のニーズが高まると考えられることから、広報の強化が必要です。
---	---------	---

成果目標

項目	計画策定期	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	目標値
せんだい男女共同参画財団*による出前講座の実施数	23件 (22年度)	14件 (23年度)	20件 (24年度)	23件 (25年度)	25件 (26年度)	30件 (27年度)

【重点課題2】 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
9	市民活動団体との協働事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター*では、毎年度「男女共同参画せんだいフォーラム」を実施し、センターで活動する多くの市民活動団体が企画に参加しています。 せんだい男女共同参画財団*において、市民活動団体が男女共同参画推進センター*で実施する事業への支援や、共催で行う事業の公募を行っています。
10	活動スペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター*内に市民活動団体が打ち合わせなどに利用できるオープンスペースや活動用のロッカーを設置しているほか、印刷機等を備えたワークステーションの運営や関連情報の収集・提供を行っています。
11	男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> エル・パーク仙台に市民活動に関する相談窓口を設置しているほか、エル・ソーラ仙台に2万冊を超える蔵書を要する図書資料スペースを設け、貸し出しを行っています。 男女共同参画の視点を持って活動する市民活動団体を紹介する冊子を毎年発行しているほか、活動内容の紹介などを随時行っています。

成果目標

項目	計画策定期	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	目標値
せんだい男女共同参画財団*による市民活動支援メニュー利用団体数(※)	137 (21年度)	162 (23年度)	162 (24年度)	169 (25年度)	163 (26年度)	147 (27年度)

※ 財団が実施する協働事業や自助グループ支援等の市民活動支援メニューを利用した団体数。

【重点課題3】 女性の視点を反映した防災復興・防災対策の推進

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
12	男女共同参画の視点に立った震災復興計画の策定	・平成23年11月に策定された「仙台市震災復興計画」において、復興に当たっては男女共同参画の機会を確保すること、地域防災リーダーの育成において女性や若い世代の積極的な参画を促すこと、復興計画の推進に当たって、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人など多様な市民の意見が反映されるよう配慮し、これら多様な市民が復興の担い手として力を発揮できるよう支援することなどが明記されました。
13	女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備	・地震等の災害時に避難生活の拠点となる指定避難所に、テント式プライベートルームを備蓄しているほか、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資（使い捨てカイロ、携帯用ビデ、ネックレス型LEDライト、ハンズフリーメガホン）の整備を計画的に実施しています。
14	女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	・平成25年4月に全面修正された「仙台市地域防災計画」において、避難所運営委員会への女性の参画や、女性等に配慮した物資の備蓄などが明記されました。また、避難所運営マニュアルにおいても同様の記述がなされています。 ・避難所担当職員等研修会において、男女共同参画の視点に立った避難所づくりに関する講義を実施しています。
15	女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関する広報啓発の実施	・男女共同参画推進センター*において、防災・復興における男女共同参画をテーマとした講座やシンポジウムを継続的に開催しています。 ・せんだい男女共同参画財団*では、市民と協働で、多様性に配慮した避難所運営について考える防災ワークショッププログラムを作成し、地域で講座を開催しながら普及に努めています。 ・第3回国連防災世界会議*では、エル・パーク仙台を会場にパブリック・フォーラム「女性と防災」テーマ館*を運営し、防災・復興と男女共同参画をテーマとしたシンポジウムや展示等を5日間にわたって実施しました。参加者が延べ6千人以上に上るなど、災害に強いまちづくりに向けた女性たちの取り組みを国内外に発信する機会となりました。

III 男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げます

【重点課題1】 男性の家事や子育てなどへの参加促進

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
16	男性の家事・育児・介護等への参加促進に向けた啓発	・男女共同参画推進センター*において、男性を対象とした講座やワークショップを開催し、男性の家事・育児等への参画を促進しています。また、区役所や子育てふれあいプラザ*において夜間や休日に両親教室を開催するなど、父親への育児参画の働き掛けに取り組んでいます。 ・市役所では、「職場で取り組む子育て推進プログラム*」を策定し、男性職員の育児参画を推進しています。男性職員の育児休業取得率は、平成25年度までは低調でしたが、市長による呼び掛けや管理職による働き掛けを行い、平成26年度の取得率は12.2%と目標値を大きく上回りました。 ・男性が参加しやすい時間帯に介護講座を行い、延べ参加者数は目標値を上回りました。また、介護保険関連施設の定員も、計画期間における整備目標を達成しました。

17	仕事と生活の調和に向けた各種講座の実施	・市内の企業を対象にしたワーク・ライフ・バランス*セミナーを毎年度開催しました。 ・せんだい男女共同参画財団*において、ワーク・ライフ・バランス*をテーマとした出前講座を実施しています。
----	----------------------------	--

成果目標

項目	計画策定期	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	目標値
未就学児のいる男性の一日の平均家事時間	97分 (22年度)				101分 (26年度)	120分 (27年度)
市役所における男性の育児休業取得率	1.8% (21年度)	4.8% (22年度)	2.4% (23年度)	0.5% (24年度)	2.2% (25年度)	5% (26年度)
男性が参加しやすい介護研修の参加者数	介護ナイター講座 124人 土・日曜日に実施する介護講座 651人 (22年度)	介護ナイター講座 89人 土・日曜日に実施する介護講座 220人 (23年度)	介護ナイター講座 144人 土・日曜日に実施する介護講座 334人 (24年度)	介護ナイター講座 150人 土・日曜日に実施する介護講座 383人 (25年度)	介護ナイター講座 136人 土・日曜日に実施する介護講座 281人 (26年度)	延べ参加者 800人 (27年度)
介護保険関連施設の定員	24年度からの新たな介護保険事業計画に基づき目標値を設定する	3,181人 (23年度末)	3,381人 (24年度末)	3,520人 (25年度末)	3,770人 (26年度末)	3,767人 (26年度末)

【重点課題2】 企業における仕事と生活の調和の促進に関する調査と優良事例の広報啓発

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
18	男女共同参画に関する事業所実態調査の実施	・計画期間中に事業所実態調査に取り組むことはできませんでしたが、せんだい男女共同参画財団*において市内の企業を対象とした女性活躍促進の取り組みに関するアンケートを実施しました。女性の活躍を推進するに当たり、ワーク・ライフ・バランス*の実現が課題であると回答した企業が多数を占めています。 ・ワーク・ライフ・バランス*という用語の周知度については、現行プランの策定期よりも向上していますが、市民意識調査では、生活の中で「仕事を優先している」との回答割合が20歳代から50歳代の男性で高く、特に40歳代では約6割、50歳代では約5割と高くなっています。ワーク・ライフ・バランス*が実現しているとは言い難い状況です（図表3、5）。
19	ワーク・ライフ・バランス*に関するセミナーの実施	(17に同じ)
20	勤労者福祉ガイドブックの発行・配付	・男女の均等な雇用機会の確保や仕事と家庭の両立等を支える制度などの周知を目的に、「働くみなさんのためのガイドブック」を継続して発行し、子育て支援施設やマザーズハローワーク等で配布しています。

成果目標						
項目	計画策定時	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当値	目標値
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	38.0% (21年度)				59.4% (26年度)	100.0% (26年度)

【重点課題3】 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
21	認可保育所の定員拡充	・「仙台市すこやか子育てプラン 2010（平成 22 年度～26 年度）」に基づき、認可保育所の定員は毎年着実に拡充が図られ、計画期間の前半で目標値を上回りましたが、保育需要の高まりにより待機児童の解消には至っていません。
22	延長保育の拡充	・延長保育の実施施設はプラン策定当初の 23 力所から 42 力所（平成 27 年度当初）となり、利用者も増加しています。多様な保育ニーズに対応するため、休日保育、一時保育、病児・病後児保育、産休明け保育等の拡充や、事業所内保育施設の整備も進んでいます。
23	児童館整備事業の実施	・児童館の整備については、プラン策定当初の 105 館から 111 館（平成 27 年度当初）となりました。 ・子どもたちの放課後等の安全な居場所の確保と充実を図るために、放課後児童クラブ* や放課後子ども教室* の計画的な拡充を進めており、利用者は年々増加しています。 ・児童館の放課後児童クラブ* については、平成 24 年度に開設時間の延長が図されました。

成果目標

項目	計画策定時	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	目標値
認可保育所定員数	12,045 人 (23年4月)	12,425 人 (24.4.1)	12,660 人 (25.4.1)	13,110 人 (26.4.1)	13,741 人 (27.4.1)	12,850 人 (27年当初)
一時預かり・特定保育延べ利用児童数	60,900 人 (見込) (21年度)	60,314 人 (23年度)	64,872 人 (24年度)	64,050 人 (25年度)	64,074 人 (26年度)	86,200 人 (26年度)
延長保育 延べ利用児童数	16,400 人 (見込) (21年度)	17,306 人 (23年度)	21,664 人 (24年度)	20,360 人 (25年度)	20,459 人 (26年度)	26,400 人 (26年度)
病児・病後児保育実施施設数	4 (21年度)	4 (23年度)	4 (24年度)	4 (25年度)	4 (26年度)	5 (26年度)
産休明け保育実施施設数	34 (21年度)	43 (24.4.1現在)	47 (25.4.1現在)	53 (26.4.1現在)	61 (27.4.1現在)	44 (26年度)
事業所内保育施設定員数	641 人 (22年当初)	733 人 (24.4.1)	788 人 (25.4.1)	791 人 (26.4.1)	908 人 (27.4.1)	690 人 (27年当初)

IV DVの防止と被害者支援を進めます

【重点課題1】 DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の拡充

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
24	被害者を発見しやすい立場にいる支援者への情報提供などの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員に対するDV相談窓口等の情報提供や、地域の支援者など広く市民を対象とした啓発講座を実施しました。 ・市政出前講座のテーマの一つに「DV対策」を設け、依頼に応じて市の職員が出向いて説明を行っています。
25	女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会などの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約9割がDV防止法*を認知しているものの、目標に達していません。市民がDVについての知識を持つことが、DVの抑止や身近な被害の発見につながることから、DVに関する市民講座などの継続的な実施が必要です。
26	高等学校等への出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの防止には、男女間の交際が始まる若年層への啓発が重要であることから、高等学校、大学等における出前講座を実施しています。 ・デートDV*防止啓発リーフレットを作成し、大学等に配布をしているほか、地域で啓発活動を行う市民団体にも教材の一つとして提供しています。
27	関連業務担当者研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の居所情報を保護するための支援措置を行っている、住民基本台帳事務や税務事務等の担当者に対して、情報保護研修を継続して実施しています。

成果目標

項目	計画策定時	24年度	25年度	26年度	27年度	目標値
DV防止法*の認知度 ※「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」の合計	86.4% (20年度)			81.4%	89.7%	100.0% (27年度)
配偶者暴力相談支援センターの周知度 ※「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」の合計	13.8% (20年度)			49.0%	25.0%	50.0% (27年度)

【重点課題2】 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
28	仙台市配偶者暴力相談支援センター事業*におけるDV等の相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各区保健福祉センターにおいて相談に応じるほか、女性への暴力相談電話を開設しています。また、エル・ソーラ仙台で実施する女性相談では面接相談、電話相談、法律相談を実施しています。相談件数は近年、増加傾向にあります。 ・平成25年3月に上記の相談窓口が連携する形で、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業*を開始し、女性への暴力相談電話の開設日を週1日から5日に拡充しました。また、DV防止法*に基づく保護命令制度の利用の支援や、来所相談証明書の発行等を開始しました。 ・配偶者暴力相談支援センターの周知度は、事業開始時の告知の効果もあり、プラン策定時と比較して大きく向上しました。

29	各種相談窓口の一層の周知	<ul style="list-style-type: none"> DVやデートDV*、性暴力等防止に関するリーフレットやポスター等を市民利用施設や学校、医療機関等に配布し、予防啓発と相談窓口の周知を図りました。 一方で、DVに関する市民意識調査では、いずれの相談窓口も周知度が低いことが明らかになっており、効果的な周知が一層求められます。
30	カウンセリングの研修などの相談員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター事業*の開始に伴い、担当者研修会、事例検討会、外部研修への派遣等を実施するなど、相談員研修の充実を図りました。

【重点課題3】 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
31	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	(28に同じ)

【重点課題4】 地域での被害者支援

No.	主な取り組み	計画期間における取り組みの概要
32	被害者の心理面の回復に向けた講座などの開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター*において、被害経験のある女性を対象に、心理面の回復を目指す連続講座や、加害者から逃れて新たな環境で新たな対人関係を築くためのコミュニケーションスキルを学ぶ講座などを実施しています。
33	DV被害者の就業等に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター*において、DV被害者の就業を支援するための個別相談を実施しています。
34	被害者支援に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> DV被害を受けた女性と子どもの支援に関する相談員を対象とした、トラウマへの対応などをテーマとした講座を実施しています。
35	地域での居場所づくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> 次期プランの策定にあわせ、平成27年に配偶者暴力相談支援センター事業*の担当者をメンバーとして開催した、「女性に対する暴力被害者支援のあり方検討に係るワーキンググループ会議」において検討を進めました。

第3章 新計画の基本的な考え方

1 計画の目的及び基本理念

新しい計画は、「仙台市男女共同参画推進条例*」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

〈仙台市男女共同参画推進条例*における基本理念〉

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

※仙台市男女共同参画推進条例* 第3条から要約

2 計画の位置づけ

「仙台市男女共同参画推進条例*」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。また、「男女共同参画社会基本法*」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。

策定にあたっては、仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に定める市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」に定める市町村推進計画を包含するものとし、これらの計画に係る部分を明らかにするため、それぞれ別冊を作成することが必要であると考えます。

3 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、新しい計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

4 計画の構成

現行計画である「男女共同参画せんたいプラン 2011」においては、中長期的に取り組むべき柱として、六つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取り組みを進めてきました。また、計画期間内に特に優先的・重点的に進めていく課題を「重点課題」として掲げ、成果目標やモニタリング指標を設定し進捗管理を行うなど、重点的に取り組みを促進してきました。

六つの基本目標については、男女共同参画の推進に関して考慮すべき「分野」や「領域」をおおむね網羅していると考えます。これまでの取り組みを継続し、発展させていく観点から、新しい計画においても、この六つの基本目標の枠組みを継承し、中長期的な施策の方向と計画期間中の具体的な取り組みを定めます。

また、現行計画では、優先的・重点的な取り組みについて、基本目標とは別に定めていましたが、新しい計画においては、基本目標ごとに重点課題を設定することとし、計画期間の5年間の中で特に優先的・重点的に取り組む部分について明らかにすることで、計画の総合的かつ計画的な推進を目指します。重点課題については、関連する成果目標や参考指標を設定し、プランの進捗状況を把握するとともに、効果的な計画の推進を図ります。

第4章 基本目標及び施策の方向、重点課題

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画

急速な少子高齢化や市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が変化する中で、豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、女性をはじめとする多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点を導入していくことが必要です。日本における女性の参画は徐々に拡大しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、また、固定期的な性別役割分担意識*が根強く残っていることから、これまでの延長線上の取り組みを超えた対策が必要です。政治や経済、行政分野をはじめ、地域活動、学術、医療、農業、防災・復興等あらゆる分野において女性の参画拡大を図り、暫定的に必要な範囲において、「ポジティブ・アクション」（積極的改善措置）*を進めて、実質的な機会均等の実現を目指していくことも求められています。

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が施行され、行政や企業は積極的な女性登用を求められています。市はこれまでの計画において、市の審議会の女性委員の登用率を平成27年度末までに35%以上とする目標を設定し、平成26年度末現在で36.9%と目標を上回りました。しかしながら個別に見ると、女性委員がいない審議会や女性割合が1割に満たない審議会など、いまだ登用が進まない分野も残されています。あらゆる分野の審議会において女性委員の登用が進むよう、取り組みを継続していくことが必要です。市役所における女性管理職の割合を平成27年度末までに15%以上とする目標については、平成27年度当初で14.5%と、達成に向け着実に伸びている状況ですが、新規採用職員の約半数を女性が占め、全体の職員数に占める女性割合も約35%となっている現状に鑑みると、女性管理職の登用が進んでいるとは言い難い状況です。

また、平成24年の仙台市の女性の有業率は60.6%で、5年前に比べて2.1ポイント上昇していますが（図表6）、管理職に占める女性割合は8.5%*であり、宮城県の12.8%、全国平均の13.4%に比べ低い数値となっています。町内会長に占める女性の割合も、ここ10年余り9%前後で推移を続けており、企業や地域団体等の方針の立案や決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況です。

地域の企業や地域団体、市民団体などにおける女性の参画を進めるため、引き続き、事業主としての仙台市が率先して女性職員の登用促進に取り組み、企業・団体へ波及させるとともに、女性登用に積極的な企業・団体の事例を広報するなどし、機運の醸成やノウハウの共有、インセンティブの付与等を行って、取り組みの促進を図ることが必要です。

※総務省「平成24年就業構造基本調査」より

◆施策の方向◆

- ① 市の審議会等への女性委員の登用を推進する
- ② 市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画を推進する
- ③ 企業等における方針の立案や決定の場への女性の参画を促進する
- ④ 地域団体や市民団体における方針の立案や決定の場への女性の参画を促進する

◆重点課題◆

- ① 市の審議会等における女性委員の登用率の向上
- ② 市の女性職員の管理職への登用促進
- ③ 企業や地域団体、市民団体等における女性登用に向けた啓発と支援の拡充

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・委員登用に係る目標値・進捗状況の全庁的な周知及び事前協議の徹底
- ・市の女性職員のキャリア形成に係る研修の実施及び多様なロールモデルの紹介
- ・宮城県、労働局、企業等と連携した女性の活躍推進のための啓発セミナー、交流会等の実施
- ・企業における女性人材育成に係る支援
- ・男女共同参画推進センターにおける女性活躍推進に係る支援
- ・地域団体や市民団体への女性の参画に関する意識啓発

基本目標2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

平成27年度の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担意識*については「反対」が45.0%で、「賛成」39.4%を上回りました（図表7）。一方、平成26年度の市民意識調査では、社会における男女の地位の平等感に関する問い合わせに対して、多くの分野で「男性優遇」を感じる市民の割合が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習など」「社会全体」では7割以上、「職場」では約6割に上りました（図表8）。市民に男女平等意識の浸透を図り、社会全体で男女共同参画への理解を深めることが重要です。

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。**学校教育において、発達段階に応じた人権教育を進めることはもちろん、子どもから高齢の方まで、ライフステージに応じて、家庭教育や**学校教育**、社会教育などの機会を提供していく必要があります。**中でも、男性や子ども・若者を対象とした広報・啓発を積極的に展開し、男女共同参画社会の実現によって女性の活躍の幅を広げることが、男性を含めすべての人々がより暮らしやすい社会の実現につながることへの理解を広げていくことが求められます。また、男女共同参画推進センター*は、地域における男女共同参画の拠点として、多様な講座の開催や、地域が抱える男女共同参画に関する課題を十分に把握するための調査・研究及び情報収集等に、引き続き取り組むことが求められます。

高度情報通信社会の進展により、さまざまなメディアから日々大量の情報が発信され、市民の価値形成に影響を与えています。社会的・文化的に形成される男らしさ・女らしさの概念にとらわれた表現や、性の商品化、女性を暴力の対象とする表現なども多くみられることから、メディアの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力の向上を図る取り組みが必要です。

男女共同参画の視点からの相談事業については、継続的に実施し、性別による差別や、女性の生活や生き方に関わる問題について幅広く相談に応じることが必要です。また、性別役割分担意識*は特に男性に根強く残っており、その重圧や仕事中心の生活などから生きづらさを感じ、精神的に孤立しやすい男性からの相談についても、窓口を設けている宮城県の実績を把握するなど、実態やニーズをはかる必要があると考えます。

◆施策の方向◆

- ① 子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る
- ② 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る
- ③ 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する
- ④ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する
- ⑤ メディアにおける男女共同参画への理解を促進する
- ⑥ 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する
- ⑦ 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する

◆重点課題◆

- ① 男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充
- ② 男性・子ども・若者への啓発の推進

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・地域における女性のリーダーシップをテーマとした講座等の実施
- ・男女共同参画に関する出前講座の積極的な実施
- ・市民との協働による男女共同参画推進イベントの実施
- ・男性向けの家事・育児・介護参画キャンペーンの展開

基本目標3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仙台市の人口のピークは平成32年と推計されており^{*}、その後は緩やかな減少局面に転じるものと見込まれています。人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。こうした中であらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランス*を図ることが重要です。

平成26年度の市民意識調査では、生活の中の各活動の優先度について、仕事と個人・家庭生活を共に優先したいと考える人が全体の約4割と最も多くを占めているにも関わらず、これを実現できていると考える人は約2割にとどまっています。仕事を優先したいと考える人は1割未満ですが、現実には2割以上の人人が仕事を優先させていると回答しており、仕事と生活が両立しにくい現実が浮かびます（図表4、5）。

また、20歳代から50歳代の年齢層に着目すると、男女共に仕事と個人・家庭生活の両方を優先したい人が比較的多いのですが、現実には、男性は仕事を、女性は個人・家庭生活を優先しているとの回答が多くみられ、性別役割分担意識*との関連が推察されます。子育て期にある30歳代および40歳代の男性は、他の年代に比べて長時間労働の割合が高く、本市の調査においても未就学児のいる男性の家事時間はあまり伸びていません。男女が互いに責任を分かち合いながら仕事や家事・育児・介護等へ参画し、地域活動でも活躍できる社会を実現するには、片働き男性正社員を前提とした長時間労働などを特徴とする「男性中心型」の労働慣行を変え、男性の家庭生活、地域活動への参画を社会全体で進めていく視点が不可欠です。

勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化する中、こうした変化に対応できる保育環境の整備や介護サービスの充実等の社会的基盤の整備を一層推進するとともに、ライフイベントに応じた柔軟な働き方、男性の子育て・介護等への参画の拡大、働く男女の健康管理対策の推進に向けて、事業主だけでなく就業者に対しても普及・啓発に努めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランス*の必要性について社会的な理解は進みつつあるものの、これを実現するには、まだ多くの課題が残されています。まずは、事業主としての仙台市自らが率先して、長時間労働の削減等の「働き方改革」や男性職員の育児休業の取得促進等に取り組むとともに、企業や経済団体、関係団体、行政等と連携し、その取り組みを地域全体に着実に波及させていくことを期待します。

*国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月）

◆施策の方向◆

- ① 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する
- ② 保育や子育て支援の充実を図る
- ③ 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る
- ④ 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る
- ⑤ 男性中心型労働慣行の改革を推進する
- ⑥ 働く男女の健康管理対策を推進する

◆重点課題◆

- ① 市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進
- ③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・女性活躍推進法に基づき市が事業主として策定する特定事業主行動計画*の総合的な推進
- ・男性向けの家事・育児・介護参画キャンペーンの展開（再掲・基本目標2）
- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ・子どもたちの放課後等の安全な居場所の確保・充実

基本目標4 男女が共にいきいきと働く労働環境づくり

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現にもつながることから、就労を望む人が性別に関わりなく、希望に応じた働き方ができる社会づくりが男女共同参画の視点からも重要です。少子高齢化やグローバル化などの社会情勢の変化に対応していくため、企業等においても、性別、年齢、国籍などの属性に関わらずその能力を発揮できる環境づくりが重視されつつあり、ダイバーシティ*の考えに基づき組織の活力や競争力を高めていくこうとする企業も目立ってきました。しかし、いまだ、女性活躍の阻害要因として、固定的な性別役割分担意識*や、性差による差別、固定観念、さまざまな社会制度・慣行が根強く残っており、働く場においては、年功的な待遇や長時間労働、既婚女性の非正規雇用を中心とする働き方などが特徴としてみられます。

平成26年度の市民意識調査では、女性が働くことについて、「子どもができても、ずっと働き続ける方がよい」という‘就業継続型’を支持する人の割合は、年代別では男女ともに30歳代で最も高く、女性では約半数、男性でも4割以上に上り、子育て世代において就業継続希望が強い傾向がみられます（図表9）。一方で、市内では出産や育児を機に約6割の女性が退職しており、女性の年齢階級別の労働力率の「M字カーブ*」は解消されていません（図表10）。さらに、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者は、平成23年10月からの1年間に全国で約10万人に上っており、うち約8割は女性であることが社会問題化しています。

希望する全ての女性が職業生活において活躍できるよう、就業継続や再就職への支援、働く女性の能力開発の機会の提供およびネットワークづくり等を進め、働く場において女性が能力を発揮できる環境づくりを推進していくことが必要であり、企業や経済団体、行政等と連携し一体となって、実効性ある取り組みを進めることが重要です。また、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けては、起業家や自営業者、農業者などに対する支援も必要です。特に仙台市は、「日本一起業しやすいまち」の実現を目指しており、起業に関わる支援は、地域経済の活性化の面だけでなく、男女共同参画の視点からも取り組みの推進が求められます。

近年は、男女共に若年層の離職率の高さや、就業する意思のない若者の増加が課題となっています。また、男女共に雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が上昇傾向にあり、特に女性については、雇用者の過半数を占めている状況です。将来を担う若者の確かな勤労観や職業観を育成する教育の充実を図るとともに、非正規の雇用形態が女性やひとり親家庭の貧困、子どもへの貧困の連鎖、男女の格差拡大など様々な社会的課題の要因ともなり得ることを認識しながら、誰もが安心して働くことができる雇用環境や待遇確保に向けて、市として他機関と連携し、どのように取り組んでいくことができるか、検討が必要と考えます。

◆施策の方向◆

- ① 子どもや若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する
- ② 若者や女性の自立や就業を支援する
- ③ 雇用における男女の均等な機会及び待遇確保に向けた取り組みを促進する
- ④ 起業家や自営業に従事する女性を支援する
- ⑤ 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する
- ⑥ 働く男女のための相談事業を実施する
- ⑦ 男性中心型労働慣行の改革を推進する（再掲・基本目標3）

◆重点課題◆

- ① 働く女性の活躍に向けた取り組みの推進
- ② 女性の就労継続や、起業など多様な働き方への支援
- ③ 経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・働く女性のネットワークづくり
- ・企業における女性人材育成に係る支援（再掲・基本目標1）
- ・起業相談事業及び起業家セミナーの実施
- ・子育て・介護等による離職者の再就職、起業等の就労支援
- ・男女共同参画推進センターにおける女性活躍推進に係る支援（再掲・基本目標1）
- ・宮城県、労働局、企業等と連携した女性の活躍推進の機運の醸成

基本目標5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援

男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント*、性暴力などは、重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。しかし、夫から妻への暴力の検挙件数は年々増加傾向にあるほか、近年はSNS*などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害拡大も見られます。また、女性や子どもに対する性的な暴力の被害も深刻な状況にあることが明らかになっています。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識*などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

宮城県は、DVとストーカー*の認知件数がともに全国最多*となっており、配偶者暴力相談支援センター事業*の相談件数も年々増加傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果から、相談窓口の認知度が低いことが明らかとなり、配偶者暴力相談支援センター事業*を中心とした相談体制の充実を図るとともに、被害者支援の入り口となる各種相談窓口の周知を一層強化する必要があります。

DV被害者の自立に向けては、被害の把握から保護・自立に至るまでの切れ目のない支援体制を、関係機関・団体の連携の下に構築することが重要です。また、全国的にDV被害者の居所情報の漏えいが後を絶たず、深刻な事態に発展するケースも発生していることから、情報管理の一層の徹底が求められます。一時保護に至るまでの間や、一時保護後の心の回復と自立に向けた準備期間にある被害者の安全な居所の確保については、課題も大きいところですが検討を進める必要があると考えます。

男女共同参画推進センター*は、様々な自立支援事業を実施していますが、相談窓口や民間の支援団体とも協力しながらこれらの事業を充実させていくことが求められます。また、女性への暴力が単に個人や家庭の問題として見過ごされることのないよう、予防啓発と教育の一層の充実を図る事が必要です。併せて、市民一人一人にDV被害の実態や相談窓口等に関する理解と知識を広め、地域に支援の輪を広げることも重要です。

加害者更生について社会的な关心が高まりつつありますが、対策は部分的なものにとどまっています。まだ多くの議論を要する分野ですが、国における検討状況を見定めながら、民間の取り組み状況などの情報収集に努める必要があります。

労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法*に関する相談は増えており、その約半数はセクシュアル・ハラスメント*に関するものです。また、全国の都道府県労働局等に設置された総合労働相談コーナーに寄せられる相談内容では、パワー・ハラスメント*に関するものが最も多く、近年増加傾向にあります。このほか、女性が妊娠や出産を理由に退職を迫られるなどのマタニティ・ハラスメント*や、育児休業等を理由

とする男性に対する不利益取り扱い等も問題となっています。こうした様々なハラスメントは、男性・女性を問わず人格や尊厳を傷つけ、職場をはじめ周囲の環境も悪化させる行為であることから、その防止に向けて企業や学校などで継続的に普及啓発を図る必要があります。

男女が、身体的性差について十分に理解し、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動するためには、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男女ともに理解する必要があります。さらに、就業している女性の増加や、晩婚化等、女性の健康に関わる環境の変化に応じた取り組みが求められます。

※ 2011年から3年連続。人口10万人当たり認知件数

◆施策の方向◆

- ① 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
- ② DVの予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る
- ③ DV相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る
- ④ DV被害者の自立に向けた支援の拡充を図る
- ⑤ あらゆるハラスメントの防止対策を推進する
- ⑥ 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する
- ⑦ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る
- ⑧ 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う

◆重点課題◆

- ① 人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進
- ② 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実
- ③ **被害者支援のための関係機関の連携強化と地域における被害者支援の輪の拡大**
- ④ **地域における被害者支援の輪の拡大**
女性のライフステージに応じた健康づくりの支援

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・配偶者暴力相談支援センター事業の着実な実施
- ・相談業務担当者研修の実施
- ・各種相談窓口の周知の強化
- ・関係部署の連携によるDV被害者情報の保護の強化
- ・DV防止市民講座の実施
- ・**女性のための健康支援講座の実施**

基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、市内で最大震度6強を記録した巨大地震と千年に一度とも言われる津波の被害により、約1千名の市民が犠牲になり、最大時に10万人が避難所に避難する深刻な被害がもたらされました。避難所の運営においては、町内会を中心に多くの面で市民力が発揮されましたが、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、さまざまな課題が顕在化しました。

このことは、平素から女性が発言権を持ってまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことの必要性を強く認識する契機となりました。一方で、女性たちによる被災女性の支援活動や、仮設住宅における女性たちのコミュニティづくりの活動は、女性が持つ潜在力や多様なリーダーシップの可能性を垣間見る機会となりました。

震災の教訓を踏まえ、平成25年4月に全面修正された仙台市地域防災計画には、基本方針として「男女共同参画の視点を取り入れた災害対策」が明記されたほか、避難所運営委員会への女性の参画や、女性等に配慮した物資の備蓄、災害時における女性支援センターの設置など、さまざまな項目が盛り込まれました。また、震災後に養成を始めた「仙台市地域防災リーダー」に占める女性の割合も平成26年度末までに23.5%となり、それぞれの視点で啓発・教育活動に取り組むなど、地域防災における女性の参画が着実に広がっています。

平成27年3月に市内で開催された第3回国連防災世界会議*で採択された「仙台防災枠組2015-2030*」には、女性や障害のある方などこれまで災害リスクが高く、配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として、政策・計画・基準の企画立案や実施に参画させることや、女性や若者のリーダーシップを促進させることなどが明記されました。この枠組が世界全体で推進されるよう、会議の開催都市として先駆けた取り組みが求められます。

仙台市では、震災後、震災復興需要や被災地からの避難者の流入などの影響を受け、人口の増加が続いているが、今後は緩やかな減少局面に転じ、人口減少社会の到来は避けがたい状況です。すでに、人口減や高齢化が進む地域もみられ、地域活動の担い手不足や役員の高齢化が進んでいます。今後とも豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、若い世代も含めて男女が共に主体的に地域活動に参加できるような働き掛けを行うとともに、多様な主体の中から多様なリーダーを育成することが必要です。

また、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、ひとり親世帯、高齢の方、障害のある方、外国人、貧困などの生活上の困難を抱える方の健康維持や、生活の安定に向けた支援が必要です。平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業の実施が義務付けられるなど、自治体には支援体制の強化が求められています。とりわけ女性は、出産や育児による就業の中止や非正規雇用の多さ、能

力や人間関係の不安からの不就労などにより、年齢を問わず貧困などの困難に陥りやすいことから、セーフティネットの機能として、こうした困難への対応や防止の取り組みが一層求められています。さらに、性的指向*や性同一性障害*等、**多様な性のあり方**を理由とした社会的偏見や差別をなくすために、**多様な生き方への理解**を進めるための取り組みが必要であると考えます。

◆施策の方向◆

- ① 防災・復興における男女共同参画の推進を図る
- ② 男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの重要性を、国内外に発信する
- ③ 地域活動における男女共同参画を推進する
- ④ 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充と協働の推進を図る
- ⑤ 性別や年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人々が共に支え合う地域づくりを推進する
- ⑥ 貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援を行う

◆重点課題◆

- ① 女性をはじめ多様な人々が地域活動に関わるための情報提供や環境整備
- ② 地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築
- ③ 男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の国内外に向けた発信
- ④ 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取り組みの実施

◆重点課題に関する具体的な施策例

- ・地域の女性リーダーの交流・研修事業の実施
- ・女性の視点を生かした避難所運営ワークショップの実施
- ・大規模災害時における女性支援センターの運営に向けた体制の整備
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとしたシンポジウム等の開催
- ・女性による震災時の支援活動や復興に向けた活動の記録集の発行
- ・生活困窮者自立相談支援事業の着実な実施
- ・困難な状況に置かれた女性の就労支援事業の実施

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全局的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長を本部長とした市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」が中心となって、府内の連携を強化し、仙台市が率先して実効性のある施策を展開していく必要があります。

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されている市の附属機関「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。

また、地域全体で取り組みを推進していくには、市の取り組みにとどまらず、経済団体や関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制による男女共同参画推進センター*は、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設です。センターを管理運営しているせんだい男女共同参画財団*は、これまで男女共同参画に関する専門性を生かし、地域の市民団体、関係団体等と連携しながら、普及啓発をはじめとしたさまざまな事業を先駆的に展開し、仙台市の男女共同参画の推進に大きく寄与してきたものと考えます。今後も、調査研究機能の充実により地域の課題を的確に把握とともに、市民との協働を基調としながら、社会情勢や市民のニーズに対応した事業を展開し、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて、中心的な役割を担うことを期待します。

2 計画の評価

計画の評価については、重点課題を中心に事業担当部局及び市民局男女共同参画課による評価を年度毎に行い、男女共同参画推進審議会においても審議することが適当であると考えます。また、重点課題については、具体的な数値目標を設定し達成度を図るなど、点検と評価の状況を明らかにし、公表することが重要です。事業の中には、行政が事業として直接推進できないものもありますが、このようなものについても定期的に指標をモニタリングすることにより推移を見守っていきたいと考えます。推進状況に対する審議会や市民からの意見や、国の動向、社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していくことが求められます。

用語解説

【ア行】

* SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

* M字カーブ

女性の労働率を年齢階級別にグラフ化すると、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると就労を再開する女性が多いという特徴がみられる。欧米諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

【カ行】

* キャリアデザイン

生涯を通してどのように役割を認識して人生を送るか、どのような自分らしさを出していきたいか、仕事においてどのような成長や貢献を遂げていくか、ということを思い描くこと。

* 公益財団法人せんだい男女共同参画財団

平成13年4月1日設立。仙台市における、女性の自立及び社会参画を促進する事業並びに男女共同参画推進に向けた市民の自主的な活動に対する多様な支援を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、「男女・平等のまち・仙台」の実現に寄与することを目的として事業を展開している。仙台市男女共同参画推進センター（用語「仙台市男女共同参画推進センター」の項目参照）の指定管理者として、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

* 子育てふれあいプラザ（のびすく）

親子が気軽に立ち寄り交流できる場や、子育て支援に関する様々な情報を提供する施設。のびすく仙台・泉中央・長町南・宮城野の4施設がある。

* 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めるのではなく、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

【サ行】

* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

* 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。平成26年度までの時限法であったが法改正により10年延長となった。

* 職場で取り組む子育て推進プログラム

次世代育成支援対策推進法に基づき、市役所が事業主として定めている計画。現行の第3期計画の期間は平成27年度～31年度の5年間。「職員が子育てしながらも働きやすい職場環境をつくることによって、職員の子育てへの参加を促し、子どもたちが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを支援するとともに、職員の働く意欲と能力を引き出し、組織の活力を向上させること」を目的とする。

* 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

公務部門における女性の活躍を推進するため、平成28年4月1日より国及び地方公共団体等が事業主として策定を義務付けられる計画。女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組み内容、実施時期、目標等を定める。

* 「女性と防災」テーマ館

第3回国連防災世界会議（用語「第3回国連防災世界会議」の項目参照）に合わせて、仙台市男女共同参画推進センター（用語「仙台市男女共同参画推進センター」の項目参照）エル・パーク仙台を会場に、防災・復興と男女共同参画をテーマとした14のシンポジウムや展示等の関連企画を5日間にわたって展開し、延べ6,647人が来場。被災地仙台・東北・日本・世界の女性たちの災害に強いまちづくりに向けた取り組みを様々な切り口から発信するとともに、東日本大震災で直面したジェンダーに起因する課題の解決に向けて、多様な側面から議論を深める機会となった。

* 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年9月に施行。男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

* **ストーカー**

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかつたことによる怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行うつきまとい等を繰り返し行う人。

* **性的指向**

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

* **性同一性障害**

生物学的性別と、性別に対する自己意識あるいは自己認知が一致しない状態。

* **セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反する性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなどの不利益を与えること。雇用関係にある者の間のみならず、社会の様々な場で起こり得る。

* **仙台市起業支援センター（アシ☆スタ）**

「日本一起業しやすいまち」の実現に向け、起業支援の拠点として、仙台市産業振興事業団内に平成26年1月に開設。専任のスタッフや起業支援コーディネーターが配置され、政府系金融機関や民間の起業支援団体などの関係機関とも密接に連携を図りながら、起業に係る様々な相談やニーズにワンストップで対応している。

* **仙台市すこやか子育てプラン2015**

子どもの育ちと子育て支援に関する施策の総合的な推進を図る計画。計画期間は、平成27年度～31年度の5年間であり、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法（用語「次世代育成支援対策推進法」の項目参照）に基づく「市町村行動計画」として位置づけられている。

* 仙台市男女共同参画推進条例

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女平等のまちの実現に資することを目的として市が平成 15 年に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* 仙台市男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置する施設。エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の 2 館体制で運営されている。

* 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業

D V 防止法（用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D V 防止法）」の項目参照）に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労、住居、保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされていたが、平成 19 年の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。仙台市では、平成 25 年 3 月に事業を開始している。

* 仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン

ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、自立を促進するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するための計画。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する自立計画とし、仙台市すこやか子育てプラン 2015（用語「仙台市すこやか子育てプラン 2015」の項目参照）を上位計画とする。

* 仙台防災枠組 2015-2030

第 3 回国連防災世界会議（用語「第 3 回国連防災世界会議」の項目参照）で採択された 2015 年から 2030 年までの 15 年間の世界の防災戦略。世界の災害による死亡率や経済損失の減少などの目標や、優先行動、各国政府やステークホルダーの役割、国際協力などについてまとめられている。

【タ行】

* 第 3 回国連防災世界会議

世界各国の代表が国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議。第 3 回会議は平成 27（2015）年 3 月に仙台市をメイン会場に開催され、本体会議には 185 か

国から 6,500 人以上、一般公開事業（パブリック・フォーラム）には延べ 15 万人以上が来場した。今後 15 年間の世界の防災戦略を示す「仙台防災枠組 2015-2030」（用語「仙台防災枠組 2015-2030」の項目参照）と、防災に対する各国の政治メッセージ「仙台宣言」が採択された。

* **ダイバーシティ**

「多様性」のこと。性別や年齢、国籍などに関わりなく、多様な個性を持つ一人一人が力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

* **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成 11 年に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* **男女雇用機会均等法**

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。事業主に、募集・採用・昇進・教育訓練・定年などにおいて男女で異なる取り扱いを禁じるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的として昭和 60 年に制定された。

* **デート DV**

婚姻していない恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスのこと（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）。

* **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。DV 防止法（用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の項目参照）では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

【ハ行】

* **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）**

配偶者からの暴力（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護、保護命令制度（用語「保護命令制度」の項目参照）に関する事項などを定めている。

* **パワー・ハラスメント**

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

* **放課後子ども教室**

青少年の問題行動の深刻化や、地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、子どもたちを社会全体で育むため、放課後等の小学校施設等を活用して、地域の方や保護者の参画を得て、子どもたちの安全な居場所を確保し、学習やスポーツ、地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組み。

* **放課後児童クラブ**

放課後児童健全育成事業。保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。仙台市では、児童館等において現在、小学1年生から3年生までを対象に実施しているほか、民間事業者も実施している。なお、児童館等においては、平成31年度当初までに、対象学年を段階的に拡大する予定。

* **保護命令制度**

DV（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）のうち身体への暴力、または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、さらなる身体への暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して発する命令のこと。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者の住居からの退去命令の五つの類型がある。

* **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【マ行】

* マタニティ・ハラスメント

働く女性に対して、妊娠・出産・育児休業などを理由に解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。また、精神的・身体的な嫌がらせを行うこと。

【ラ行】

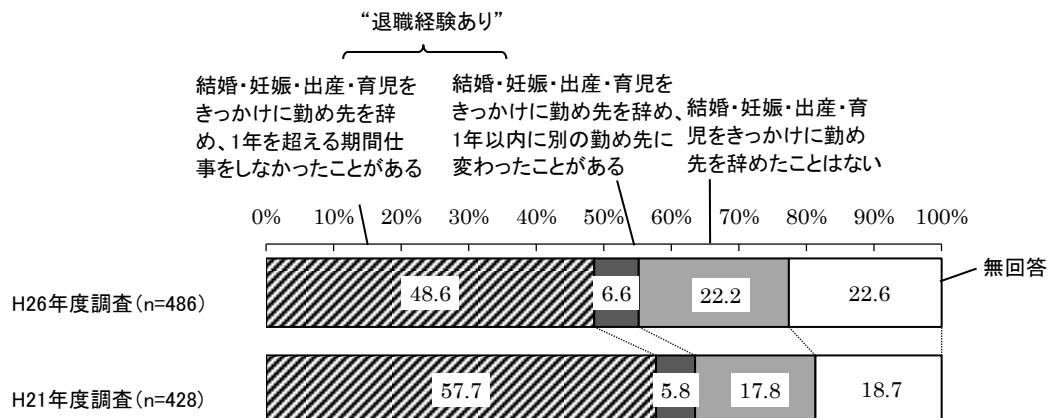
* ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に模範になる人物のこと。

参考資料

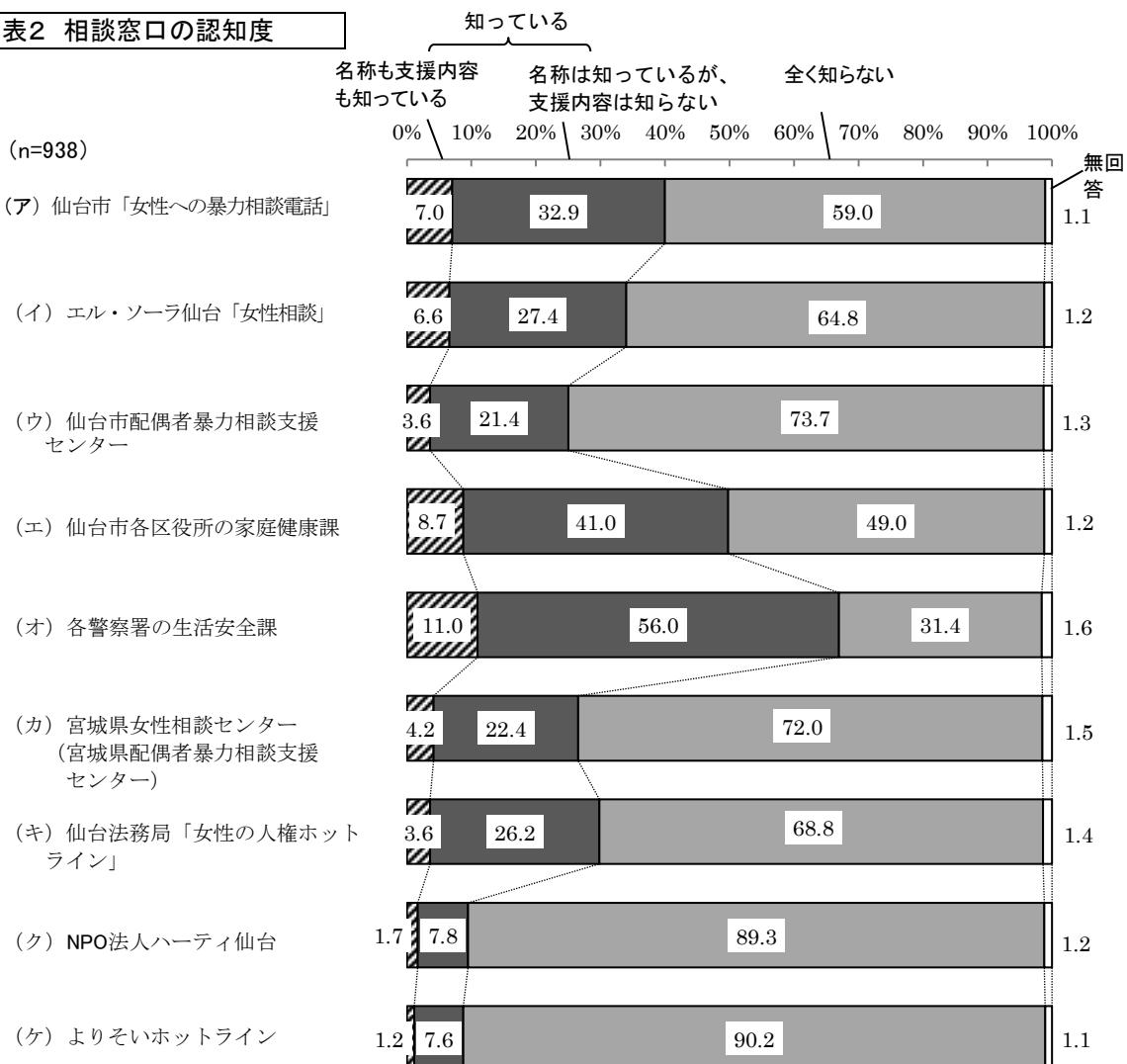
1 関連統計資料

図表1 既婚女性の結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとした退職経験の有無 一経年比較



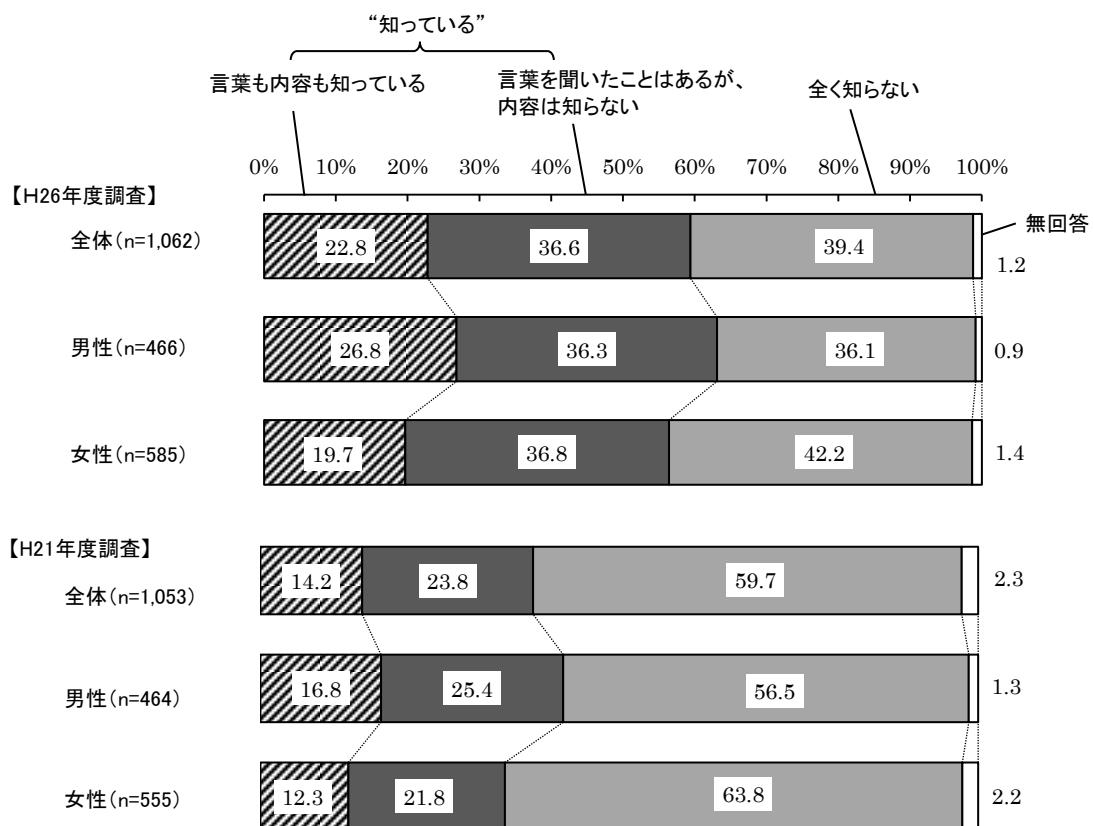
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成 26 年度）
仙台市家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査（平成 21 年度）

図表2 相談窓口の認知度



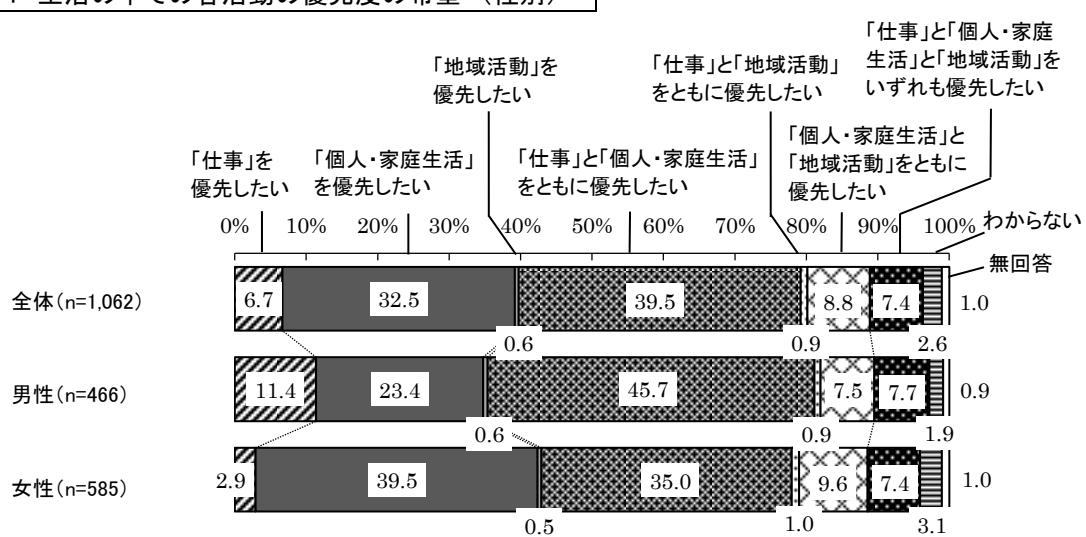
(出典) 仙台市配偶者等からの暴力(DV)に関する調査（平成 27 年度）

図表3 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 一経年比較(性別)



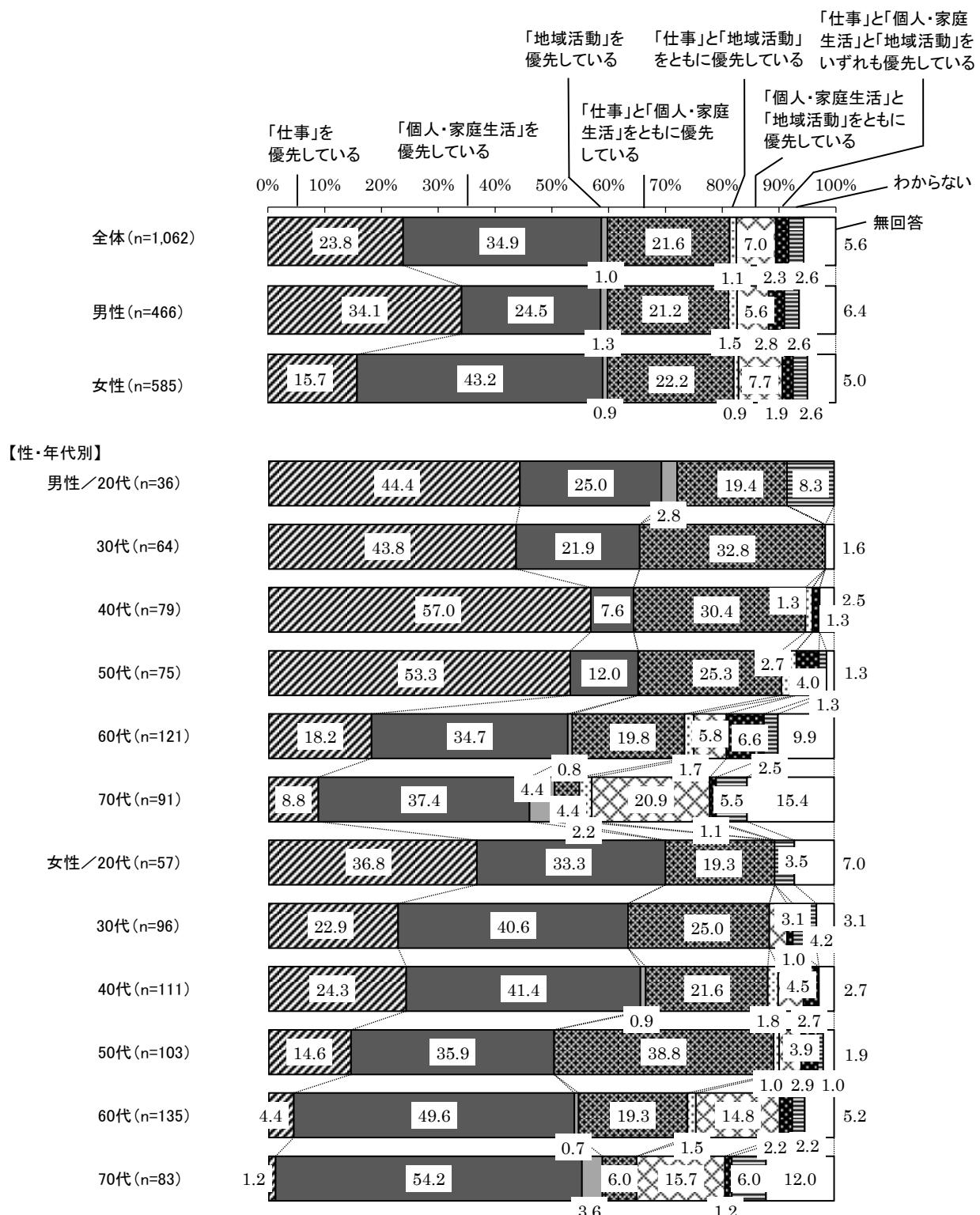
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成 26 年度）
仙台市家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査（平成 21 年度）

図表4 生活の中での各活動の優先度の希望 (性別)



(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成 26 年度）

図表5 生活の中での各活動の優先度の現実（性・年代別）



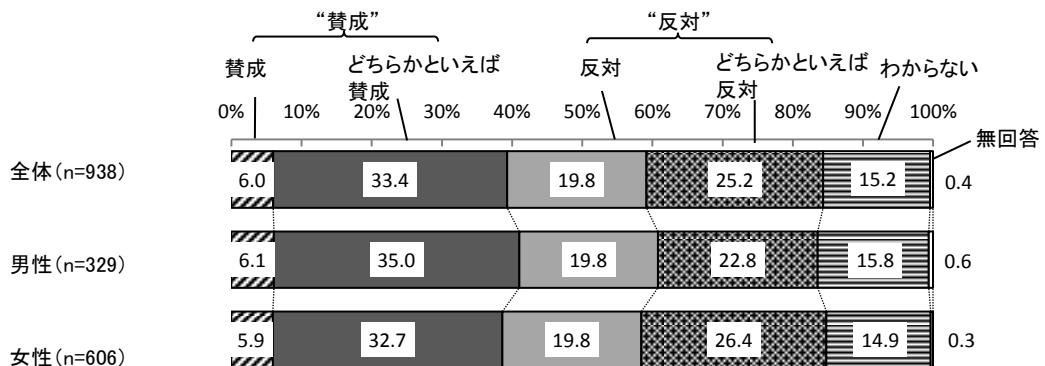
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26年度）

図表6 生産年齢人口(15~64歳)有業率 (単位%)

	総数	男性		女性	
仙台市	70.2 (68.8)	79.9 (79.2)		60.6 (58.5)	
宮城県	71.2 (71.6)	80.5 (81.1)		61.8 (62.1)	
全国	72.3 (72.2)	81.4 (82.7)		63.1 (61.7)	

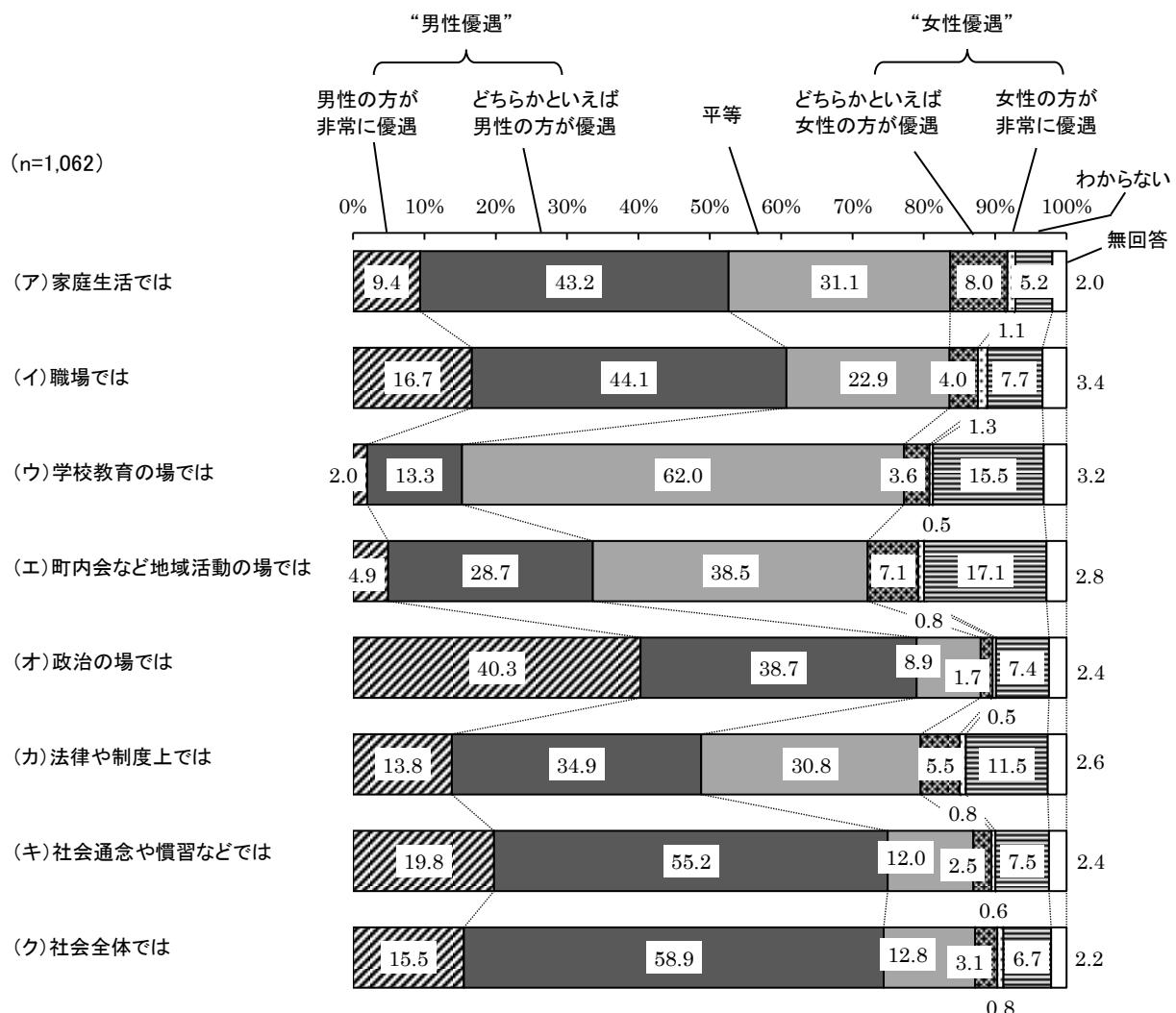
(出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。()内は同平成19年より作成。

図表7 性別役割分担意識



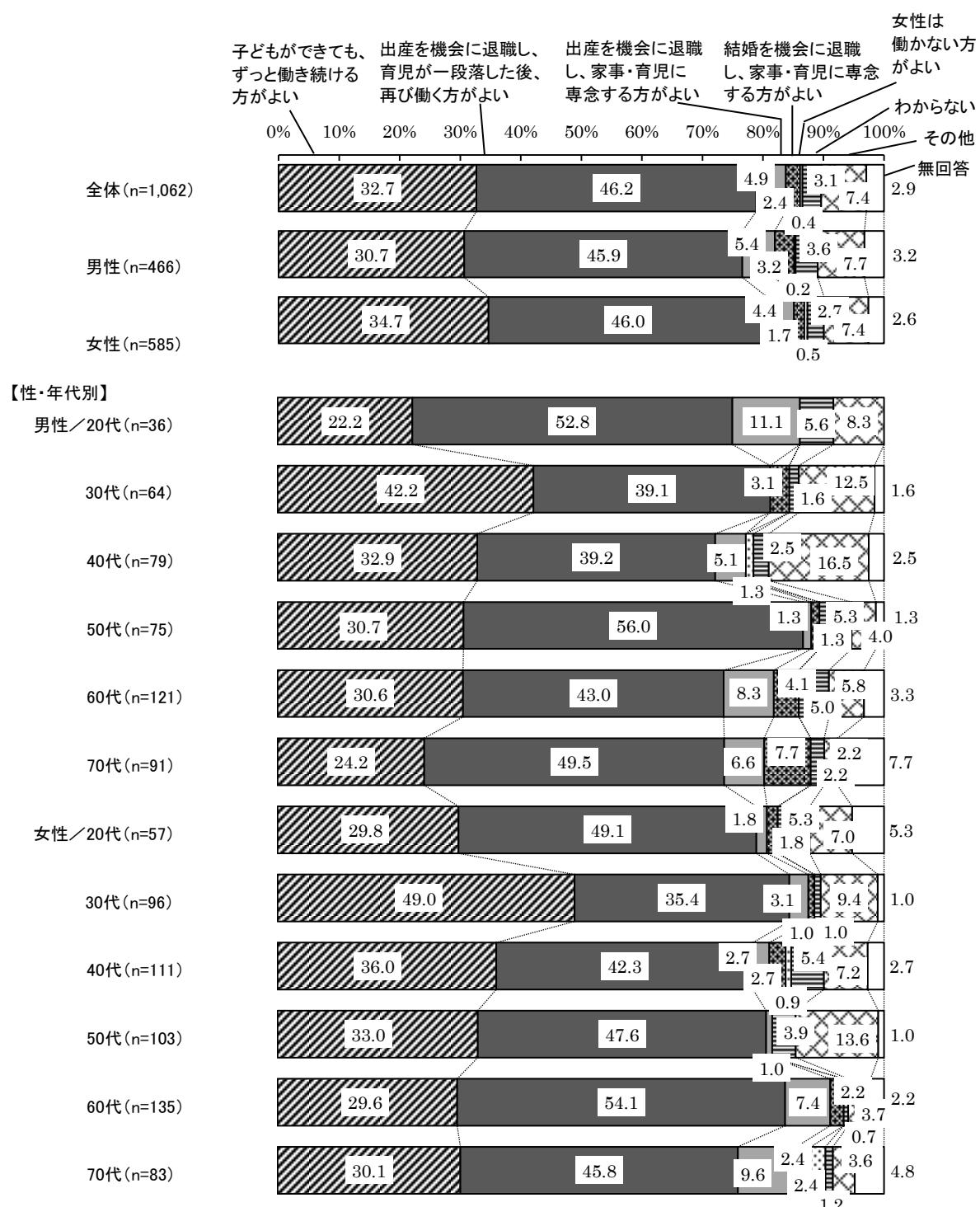
(出典) 仙台市配偶者等からの暴力(DV)に関する調査(平成27年度)

図表8 男女の地位の平等感



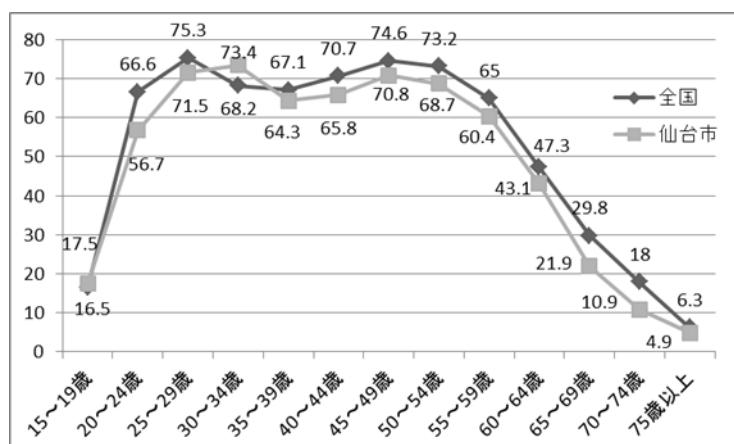
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成 26 年度）

図表9 女性が働くことについての考え方（性・年代別）



(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26年度）

図表 10 女性の年齢別有業率



(出典) 総務省「平成 24 年就業構造基本調査」より作成。

2 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に関する市民意見募集結果の概要

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に対しまして、下記のとおり市民の皆様のご意見を伺いました。概要は、次のとおりです。

記

（1）市民意見募集期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）～12 月 28 日（月）

（2）公聴会開催

平成 27 年 12 月 8 日（火） 会場：エル・ソーラ仙台 大研修室

（3）いただいたご意見数

22 人・団体より 83 件

①文書等によるご意見 14 人・団体 57 件

②公聴会でのご意見 8 人 26 件

（4）ご意見の概要

ご意見の分類	件数
第 1 章 男女共同参画をめぐる動向	1 件
第 2 章 これまでの取り組みと評価 男女共同参画せんたいプラン 2011	3 件
第 4 章 基本目標 2 男女共同参画への理解の促進	12 件
基本目標 3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	16 件
基本目標 4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり	6 件
基本目標 5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援	7 件
基本目標 6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画	21 件
第 5 章 計画の推進	1 件
その他の事項	16 件
合計	83 件

3 審議経過

平成 26 年度

8月～11月

- 市民参加型ワークショップ「参画プラン・カフェ」開催
第1回 「男女平等のまち・仙台」を考えよう（8月23日）
第2回 地域で、職場で女性の活躍（10月22日）
第3回 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止と被害者支援（11月29日）

11月6日

- 市長より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方にについて」 質問

平成 26 年度第 2 回審議会

- ・答申に向けて、論点やスケジュール等についての審議

2月6日

- ・現行プランのフォローアップ（平成23年度～現在）

平成 27 年度

6月3日

平成 27 年度第 1 回審議会

- ・次期プランの構成案（基本目標、施策の方向、重点課題）について審議

8月25日

平成 27 年度第 2 回審議会

- ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」についての審議

10月28日

平成 27 年度第 3 回審議会

- ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」についての審議

12月1日

- 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」公表。市民意見募集（12月1日～28日）

12月8日

- 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」の公聴会開催

1月26日

平成 27 年度第 4 回審議会

- ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（答申）」についての審議

2月○日

- 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」
市長へ答申

4 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：平成 27 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日

	氏 名	職 業 等
会長	下夷 美幸	東北大学大学院文学研究科 教授
副会長	佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科 教授
委員	加茂 光孝	親子向けパフォーマンスグループ「そらとぶクレヨン」代表 学校法人ろりぽっぷ学園 学園長
委員	河原木 美智也	仙台市立立町小学校 校長
委員	菅野 澄枝	公募委員
委員	佐藤 理絵	株式会社河北新報社 編集局 夕刊編集部担当部長 兼 論説委員会委員
委員	嶋田 悅郎	宮城労働局 雇用均等室長
委員	須田 ゆう子	株式会社藤崎 執行役員 営業企画部担当部長 兼 店舗計画部担当部長
委員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委員	永井 豊子	向陽台クリニック 院長
委員	村上 かずひこ	仙台市議会市民教育委員会 委員長 (任期：H27.10.28～)
委員	村松 敦子	弁護士

(委員は五十音順)

任期：平成 25 年 9 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日

※この期間のうち、諮問後（平成 26 年 11 月 6 日以降）に在席した委員

	氏 名	職 業 等
会長	下夷 美幸	東北大学大学院文学研究科 教授
副会長	佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	相沢 和紀	仙台市議会市民教育委員会 委員長 (任期 : H26.11.6～)
委員	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科 教授
委員	上田 善子	公募委員
委員	加茂 光孝	親子向けパフォーマンスグループ「そらとぶクレヨン」代表 学校法人りりぽっぷ学園 学園長
委員	河原木 美智也	仙台市立立町小学校 校長
委員	鬼怒川 知香	鬼怒川産婦人科医院 副院長
委員	佐藤 理絵	株式会社河北新報社 編集局 夕刊編集部担当部長 兼 論説委員会委員
委員	嶋田 悅郎	宮城労働局 雇用均等室長
委員	須田 ゆう子	株式会社藤崎 執行役員 営業企画部担当部長 兼 店舗計画部担当部長
委員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委員	増田 隆男	弁護士

（委員は五十音順）